

ベトナムの国会と立法過程

遠藤 聡

【目次】

はじめに

I ベトナムにおける国会の役割

II 国会の組織

III 国会における立法過程

おわりに

ベトナムの国会と立法過程関連法の翻訳

・ベトナム憲法 (抄)

・国会組織法 (抄)

・法規規範文書公布法 (抄)

・法規規範文書公布法改正法 (抄)

はじめに

ベトナムは、1986年にドイモイ (Doi Moi = 刷新) を開始し、市場経済化と対外開放政策を推進してきた。2001年には、1992年憲法のほか、国会組織法^(注1)、国会議員選挙法^(注2)および政府組織法^(注3)が、2002年には、人民裁判所組織法^(注4)および人民検察院組織法^(注5)が改正されるなど、ベトナム政府やベトナム共産党が主張する「法の支配」体制を強化する法整備がなされた。また、法規文書の起草、制定および権限を明確にする目的で、1996年に法規規範文書公布法^(注6)が、2002年に同法の一部を改正する法規規範文書公布法改正法^(注7)が制定された。

1992年憲法は、国会決議2001年第51号により一部が改正された。同決議では、同憲法の第1章「ベトナム社会主義共和国－政治制度」の第2条「ベトナム社会主義共和国は、人民の人民による人民のための国家である」の条文が、「ベトナム社会主義共和国は、人民の人民による人民のための社会主義法権国家 (Nha Nuoc phap quyen xa hoi chu nghia = law-governed

socialist State) である」に改められた。「社会主義法権国家」なる概念は、ベトナムが描く「法治国家」の概念を表していると思われる。

その一方で、共産党一党支配体制は堅持され、国家権力の「三権分業」(後述)体制および民主集中原則もまた堅持されている。すなわち、国家権力の中で、相互の抑制と均衡は十分に機能しているとはいえず、党と国家権力が一体化している政治体制が残存していることもまた事実である。

本稿では、まず、社会主義国家であるベトナムにおける「法の支配」概念と国会の役割について概説する。つぎに、ベトナムにおける立法過程について、とくに、憲法、国会組織法、法規規範文書公布法および法規規範文書公布法改正法の規定に基づき解説する。

なお、法規文書の条文の訳は、ベトナム語版を基本とし、随時、英語版を参照した。末尾には、本稿に関連する法規文書の条文の抄訳を掲載した。また、中央省庁の「省」(bo = ministry) と、地方行政区の「省」(tinh = province) については、同じ表記とした。

I ベトナムにおける国会の役割

1 三権分業の中の立法権

ベトナムは、立法権、行政権および司法権の間で相互に抑制と均衡を保つ「三権分立」(separation of powers) ではなく、1つの国家権力の下で、国会、政府ならびに人民裁判所および人民検察院が、それぞれ憲法制定機関および立法機関、国家行政の最高機関ならびに審理機関および検察機関としての権限を分配する「三権分業」(coordination of powers) とされる国家体制をとっている。換言すれば、ベトナム

ムでは、国家権力の三権が「統一」され、その中で「分業」を行うという原則に立っており、統一的で不可分の国家権力の下で、国会、政府ならびに人民裁判所および人民検察院が、相互に協調しながら職務と任務を分担するという仕組みが成り立っている。^(注9) こうした「三権分業」の概念は、2001年12月、前述の国会決議において、以下の条文が追記されたことで明確となった。

- ・ 国家権力は統一されたものであり、立法、行政および司法の各権を執行する国家機関の間で、分業および配合 (phan cong va phoi hop = coordinate) される (憲法第1章第2条)。

以下、1992年憲法 (2001年12月一部改正) の規定に従い、国家機関のもつそれぞれの任務と権限を述べる。

(1) 国会

国会 (Quoc Hoi = National Assembly) は、人民 (nhan dan = people) を代表する最高機関であり、かつベトナム社会主義共和国の国権の最高機関であり、憲法制定権 (quyen lap hien = constitutional powers) および立法権 (quyen lap phap = legislative powers) をもつ唯一の機関である。また、国会には、国家のすべての活動に対する最高監督 (giam sat = control) 権が付与されている。

(2) 国家主席

国家主席 (Chu Tich Nuoc = Country's President) は、国家元首であり、ベトナム社会主義共和国の国内および対外的な代表である。国家主席は、国会議員の中から国会によって選出され、国会に対して責任を負い、国会に対して報告する義務を負う。

(3) 政府

政府は、国会の執行機関であり、かつベトナム社会主義共和国の最高の国家行政 (hanh chinh = administration) 機関である。政府は、国家の政治、経済、文化、社会、国防、安全保障および対外関係に関する業務を遂行するために、中央から基礎^(注10)に至る国家機関を統括的に管理する。

政府は、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会および国家主席に対して報告する義務を負う。

(4) 人民評議会および人民委員会

ベトナムには、地方分権の制度は存在せず、地方における人民評議会 (地方議会に相当) および人民委員会 (地方政府に相当) は、国家権力の地方機関としての任務および権限を有する。

人民評議会は、地方人民によって選出され、人民および上級の国家機関に対して責任を負う。

人民委員会は、人民評議会により選出される人民評議会の執行機関であり、地方の国家行政機関である。憲法、法律、上級の国家機関の正式文書命令および人民委員会決議を実行することを任務とする。

(5) 人民裁判所および人民検察院

人民裁判所および人民検察院は、それぞれの職務の範囲内で、社会主義の法制を守ることが責務とされている。

最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事法廷および法により設置されたその他の裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理 (xet xu = ^(注11)judiciary) 機関であり、最高人民検察院は、各行政単位の国家機関、その他の政府直属機関、地方機関、経済組織、社会組織、人民武装勢力^(注12) および公民が、法を遵守するように監督する検察 (kiem sat = supervision and control) 機関である。

このように、ベトナムの国家機関は、中央レベルと地方レベルにおいて設置されている。^(注13) 国家機関は、中央レベルでは、国会、国家主席、政府、最高人民裁判所および最高人民検察院からなる。地方行政区は、上位から、省 (tinh = province) レベル、県 (huyen = district) レベル、社 (xa = commune) レベルとなっている。人民評議会と人民委員会は、省レベル、県レベルおよび社レベルに設置され、人民裁判所と人民検察院は、省レベルと県レベルに設置される。

中央レベルの国家権力について述べると、国内および対外的に国家を代表する国家元首として国家主席が置かれ、憲法制定権と立法権は国会に付与され、行政権は政府に付与されている。ところが、憲法において、前述したように、2001年の憲法改正で「司法」(tu phap = judiciary) の文言が明記されたものの、憲法の条文では、「司法」概念については明確に規定されていない。憲法の条文からは、「司法」は、人民裁判所がもつ「審理」権と人民検察院がもつ「検察」権を含む権力であると理解される。^(注14)

また憲法では、国会は国権の最高機関であるとされている。このことは、後述するように、国会が、国家主席や首相等に対する人事権や他の国家機関に対する監督権を有することを示しただけでなく、「法治国家」としての国会の地位を憲法の規定で明確にしたものである。

2 民主集中原則と国会

ベトナムの国家機関における組織原理は、「民主集中」(tap trung dan chu = democratic centralism) 原則によって成り立っている。「民主」原則とは、下部における徹底的な民主的討論を保障し、その結論は上部の決定に反映されるという意味であり、「集中」原則とは、下部の民主的討論を踏まえて上部が下した決定に下部が従うというものと解されるが、ベトナムでは「集

中」原則の側面が強調されているのが現状である。^(注15) すなわち、組織の中で、上部の決定に対して下部が無条件に従うことが強調された制度となっている。

国家機関の中で、中央と地方の「議会」の関係では、中央の国会が最高位となり、地方行政単位の階層に従い、省人民評議会、県人民評議会、社人民評議会の順で、民主集中原則が機能することになる。また、後述するように、国会の本会議は年2回開会されるが、その会期はそれぞれ約30日から40日であり、休会期間中における国会の任務と権限の多くが、国会に常設される国会常務委員会によって代行される。このように、国会においても民主集中原則が適用されている。

さらに、国家機関とベトナム共産党は、密接な関係を構築している。

ベトナム共産党の組織原理も、民主集中原則に従い成り立っている。5年に1度開催される党大会(全国代表大会)や半年に1度開催される中央執行委員会に代わり、政治局が、党の意思決定機関としての任務を代行している。さらに主要な国家機関の長は、いずれも党の政治局員が務めているのが現状である。^(注16) なお、国家主席、首相および国会議長は、国会議員の中から国会が選出する。

したがって、民主集中原則をとる共産党の意思決定が、同じく民主集中原則をとる国家機関の政策立案や法制化に対して大きな影響力を与えていることは理解されよう。

3 国家機関が制定する法規文書

ベトナムでは、法規文書制定の権限は、国会以外の国家機関、中央省庁およびその他の機関^(注17) においても認められている。以下、法規規範文書公布法(1996年11月制定)および法規規範文書公布法改正法(2002年12月制定)の規定に従い、国家機関および中央省庁等が制定する法規

文書の種類と内容を^(注18)紹介する。

法規規范文書の種類は、両法の第1章「一般規定」第1条で規定^(注19)されている。

法規規范文書公布法は、「法治国家」建設のために法規文書の権限を明確にする目的で制定されたものではあるが、同時に、共産党の政策を法制化することを保証するものでもある（前文参照）。

また、次に挙げるように、ベトナムにおける法規文書の種類は非常に多い。法規規范文書公布法では、それらの整合性について以下の規定を設けている（第1章第2条）。

- ・ 憲法は国の基本法であり、最高の法的効力を有する。公布される法規規范文書は、憲法に適合し、法体系の中で文書の統一性および法的効力の等級を保証しなければならない。
- ・ 下級の国家機関が公布する法規規范文書は、上級国家機関の法規規范文書に適合しなければならない。憲法に抵触し、上級国家機関の法規規范文書に抵触する法規規范文書は、権限ある国家機関によって破棄され、執行を停止しなければならない。

(1) 国会が制定する文書

① 憲法 (Hien Phap = Constitution)

憲法は、国の基本法であり、最高の法的効力を有する。他のすべての法規文書は、憲法に適合しなければならない。

② 法律 (Luat = Law)

法律は、内政、外交、経済・社会的課題、国防、安全保障、国家機関の組織および活動、公民の社会関係および活動に関する主要原則に関する重要事項を規定する。

③ 国会決議 (Nghì Quayet = Resolution)

国会決議は、以下の事項のために発布される。

- ・ 経済・社会開発計画
- ・ 国家の財政および通貨政策

- ・ 民族、宗教、外交および国家安全保障に関する各政策
- ・ 国家予算の決定。国家予算の分配および調整。国家予算の決算の承認
- ・ 国際条約の批准
- ・ 国会、国会常務委員会、民族評議会、各委員会および国会議員の活動および制度

(2) 国会常務委員会が制定する文書

① 法令 (Phap Lenh = Ordinance)

法令は、国会によって付託された問題について定める。一定期間施行された後、法律として発布するために国会に提出される。

② 国会常務委員会決議

国会常務委員会決議は、以下の事項のために発布される。

- ・ 憲法、法律および法令の解釈 (giai thich = interpret)
- ・ 憲法、国会および国会常務委員会の法規規范文書の施行についての監督 (giam sat = supervise)
- ・ 政府、最高人民裁判所および最高人民検察院の活動の監督
- ・ 人民評議会の活動に対する監督および指導
- ・ 戦争状態、総動員または部分動員の宣告の決定
- ・ 全国または地方ごとに、非常事態の宣言の決定

(3) 国家主席が制定する文書

① 国家主席令 (Lenh = Order) および国家主席の決定 (Quyêt Dinh = Decision)

国家主席令および国家主席の決定は、国家主席の任務および権限を執行し、行使するために発布される。

(4) 政府が制定する文書

① 政府決議

政府決議は、以下の事項のために発布される。

- ・ 中央から基礎に至る国家行政機関の設置
- ・ 人民評議会に対する指導および点検
- ・ 社会、民族および宗教についての政策
- ・ 国家予算および通貨に関する政策
- ・ 文化、教育、医療、科学、技術および環境保護
- ・ 国家の対外政策
- ・ 公民の適法な権利および利益の保護
- ・ 官僚主義および汚職に対する措置
- ・ 政府の権限に属する国際条約の批准

② 政府議定 (Nghì Dinh = Decree)

政府議定は、法律、国会決議、法令、国会常務委員会決議、国家主席令および決定の施行細則を規定する。

政府議定は、国家管理、経済管理、社会管理の要求に応じるために、法律もしくは法令制定の条件が整っていない極めて緊急な問題について規定する。なお、この政府議定の発布については、国会常務委員会の同意を得なければならない。

(5) 政府首相が制定する文書

① 政府首相の決定

政府首相の決定は、政府および中央から基礎に至る国家行政系統の方針、指導措置および活動管理を決定する。

② 政府首相の指示 (Chi Thi = Directive)

政府首相の指示は、政府構成員の指導および活動の連携を規定する。国家の方針、政策、法律および政府の決定を実行する上で、各省、省同格機関、政府直属機関および各級人民委員会(注20)の活動を督促し、点検する。

(6) 大臣および長が制定する文書

① 大臣の決定、省同格機関の長の決定および政府直属機関の長の決定

大臣、省同格機関の長および政府直属機関の

長の決定は、直属の機関、事業体の組織および活動を規定する。

② 大臣の指示、省同格機関の長の指示および政府直属機関の長の指示

大臣、省同格機関の長および政府直属機関の長の指示は、上級国家機関および自らの法律規範文書の実行において、その責任にかかる機関および事業体の活動を指導し、督促し、連携し、点検する措置を規定する。

③ 大臣の通知 (Thong tu = Circular)、省同格機関の長の通知および政府直属機関の長の通知

大臣、省同格機関の長および政府直属機関の長の通知は、自らの責任にかかる管理範囲において、法律、国会決議、法令、国会常務委員会決議、国家主席令および決定、政府決議および議定、政府首相の決定および指示の規定の実行に指針を与えるために発布される。

(7) 最高人民裁判所および最高人民検察院が制定する文書

① 最高裁判所判事会議決議

最高人民裁判所判事会議決議は、各裁判所に対し、法律の統一的運用および裁判実務の説示を指導するために発布される。

② 最高人民裁判所長官の決定、指示および通知

最高人民裁判所長官の決定、指示および通知は、地方人民裁判所および軍事法廷に対する管理を実行するために発布される。

③ 最高人民検察院院長の決定、指示および通知

最高人民検察院院長の決定、指示および通知は、各級人民検察院の任務および権限実行の保証のための措置を規定する。

(8) 合同 (Lien Tich = Joint) 法規規範文書

① 省、省同格機関および政府直属機関との間

の合同通知

省、省同格機関および政府直属機関との間の合同通知は、これらの機関の職務、任務および権限に関する法律、国会決議、法令、国会常務委員会決議、国家主席令および決定、政府の決議および議定、政府首相の決定および指示の実行に指針を与えるために発布される。

② 最高人民裁判所、最高人民検察院、省、省同格機関および政府直属機関との間の合同通知

最高人民裁判所と最高人民検察院との間の合同通知、省、省同格機関および政府直属機関と最高人民裁判所および最高人民検察院との間の合同通知は、訴訟活動、これらの機関の任務および権限に属するその他の問題に対して、法律の統一的運用の指針を与えるために発布される。

③ 国家機関および政治・社会組織との間の合同決議および合同通知

権限ある国家機関と政治・社会組織の中央機関との間の合同決議および通知は、政治・社会組織に対して国家管理への参加を法律が定めている問題の実行に指針を与えるために発布される。

(9) 人民評議会および人民委員会が制定する文書

① 人民評議会の決議、人民委員会の決定および指示

人民評議会および人民委員会による文書は、国会および国会常務委員会の法規規範文書および上級国家機関の文書を実行するために発布される。

人民委員会による文書は、同級人民評議会の決議を実行するために発布される。

国会常務委員会が制定する法令は、国会が付託した問題について規定するものであり、同時に、国会において法律として法制化されること

を予期している。しかし、ベトナムでは、国会が制定する法律よりも、国会常務委員会が制定する決議や政府および政府首相が制定する法規文書が圧倒的に多い。政府議定は、「政令」に当たるものであり、法律や法令を制定する条件が整っていない緊急の問題に対応する法規文書でもある。

現在の第11期国会では、2002年7月から2006年12月までに制定された法律が82件、国会決議が75件、法令は30件であるのに対し、同時期に制定された国会常務委員会の決議は1053件であった。^(注21) また、2006年の1年間に制定された政府議定は163件、政府首相決定は291件である。^(注22)

しかし、法律制定数の推移をみると、1992年から1997年までの第9期国会が41件、1997年から2002年までの第10期国会が35件であったこと、さらには第11期国会で年2回開催される会期において、第2会期が2件、第3会期が8件、第4会期が9件、第5会期が7件、第6会期が6件、第7会期が15件、第8会期が14件、第9会期が10件、第10会期が8件であったことから、^(注23) WTO（世界貿易機関）加盟（2007年1月11日、正式加盟）に向けた法整備であったことを考慮に入れてみても、ベトナムにおける法制化の環境が進展していると考えられる。

合同決議および合同通知には、国家機関と政治・社会組織との間で制定される法規文書がある。政治・社会組織とは、ベトナム祖国戦線、^(注24) ベトナム労働総同盟、ホー・チ・ミン共産青年団、ベトナム退役軍人会、ベトナム女性連合会、ベトナム農民会の6組織を指す。

このように、ベトナムでは、国家機関や中央機関以外の組織にも、法規文書を制定する権限が認められている。また後述するように、国会が制定する法律および国会常務委員会が制定する法令の起草過程において、ベトナム祖国戦線およびその構成組織の関与が認められている。

ベトナム祖国戦線は、憲法で、国会（第6章

第87条)、政府(第8章第111条)、人民評議会および人民委員会(第9章第124条)に対して政治的な関与を行う権限が与えられている。さらに1999年に、ベトナム祖国戦線法^(注25)が制定されたことで、その任務と権限が明確になった。

II 国会の組織

ベトナムの国会は一院制であり、国会議員は直接選挙によって選出される。国会議員の任期は5年であり、国会は通常、年2回招集される。国会は、国会議員の任期(5年)を1期として、回次が定められる。現在の第11期国会は、2002年7月から2007年7月までの任期の国会議員で構成される。国会本会議には、回次内で通し番号が付される。たとえば2006年10月に招集された国会は、第11期国会第10回会期と称される。

以下、国会の任務と権限を述べた上で、国会の組織を、憲法および国会組織法(1992年4月制定、2001年12月改正)の規定を中心に解説する。^(注26)

1 国会の任務と権限

国会には3つの機能、すなわち、第1に、憲法および法律を制定・改正する立法機能、第2に、予算や国家機関の人事権などの国家の重要な問題を決定する機能、第3に、他の国家機関^(注27)に対する監督機能、がある。国会の任務と権限については、憲法(第6章第84条)、憲法改正国会決議(同条の改正)および国会組織法(第1章第2条)^(注28)に規定されている。

以下、国会の主な任務と権限を記す。

- ・ 憲法の制定および改正
- ・ 法律の制定および改正
- ・ 法律および法令の作成の計画
- ・ 憲法、法律および国会決議の遵守に対する最高監督権の行使
- ・ 国家主席、国会常務委員会、政府、最高人民裁判所および最高人民検察院の報告の審

査

- ・ 国家の経済・社会開発計画の決定
- ・ 国家の財政政策および通貨政策の決定
- ・ 国家予算案および国家予算^(注29)の配分の決定
- ・ 国家予算の決算の承認
- ・ 税の創設、修正および廃止
- ・ 国家の民族政策および宗教政策^(注30)の決定
- ・ 国会、国家主席、政府、人民裁判所、人民検察院および地方政府の組織および活動の規定
- ・ 国家主席、国家副主席、国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、政府首相、最高人民裁判所長官および最高人民検察院院長の選出、解任および罷免
- ・ 国防安全保障評議会^(注31)設置に関する国家主席の提議(de nghi = proposal)の承認
- ・ 政府の副首相、大臣および構成員の補充、解任および罷免に関する政府首相の提議の承認
- ・ 国防安全保障評議会評議員の名簿に関する国家主席の提議の承認
- ・ 国会が選出または承認する役職に就く者に対する信任投票の実施
- ・ 政府の省、省同格機関および政府直属機関の設置または廃止
- ・ 省および中央直轄市^(注32)の境界の設定、統合、分割および調整
- ・ 特別行政・経済地域の設置または廃止
- ・ 憲法、法律および国会決議に抵触する国家主席、国会常務委員会、政府、政府首相、最高人民裁判所および最高人民検察院の正式文書の破棄
- ・ 大赦の決定
- ・ 軍、公安、外交官およびその他の国家の位階および称号の授与の規定。勲章、徽章、国家の名誉、栄誉の規定
- ・ 戦争および平和に関する問題の決定
- ・ 非常事態およびその他の特別の措置の実施

の宣言

- ・ 対外関係における基本的政策の決定
- ・ 国家主席の提議に基づき締結または加盟した国際条約の批准または破棄
- ・ 国家主席が調印した国際条約の批准または破棄
- ・ 国民投票^(注33)の実施の決定

2 国会議員

国会議員 (Dai Bieu Quoc Hoi = National Assembly Deputies) は、全国の人民の代表者である。国会議員には、専従 (chuyen trach = full-time) 議員と非専従 (khong chuyen trach = part-time) 議員の区別がある。非専従議員とは、当選後もそれまでの職務を本務とする議員である。現在の国会では、定数500以下(国会議員選挙法改正法第2章第8条第1項)の中^(注34)で専従議員の数は約25%となっている。

国会議員選挙では、各選挙区から3名以下が選出される(国会議員選挙法第2章第8条第2項)。国会議員選挙の実施を公示し主宰するのは国会常務委員会である。さらに、国会議員選挙に立候補する者に対しては、中央と地方の国家機関や政治・社会組織、とくにベトナム祖国戦線(全国組織には、「ベトナム」が冠される)による推薦あるいは審査が要求される。

国会議員選挙法(1992年4月制定、1997年4月改正)および国会議員選挙法改正法(2001年12月制定)の規定によれば、国会議員の立候補過程は以下のとおりである。

- ① 中央において、投票日の85日前までに、ベトナム祖国戦線中央委員会議長団が、ベトナム祖国戦線中央委員会議長団および構成組織指導部代表が参加する第1回協議会議を開催する。協議会議は、前もって国会常務委員会が提出した資料に基づき、中央の機関、組織、団体における国会議員選挙立候補者の構成、「成分」^(注35)、人数^(注36)について同意

する。選挙評議会、国会常務委員会および政府の代表は、この会議に招聘される。

- ② 地方において、投票日の85日前までに、省または中央直轄市の祖国戦線委員会常務会が、祖国戦線委員会常務会、祖国戦線構成組織指導部代表、県 (huyen = rural district)、市 (thi xa = towns)、省直轄市等^(注37)の祖国戦線委員会常務会代表が参加する第1回協議会議を開催する。協議会議は、前もって国会常務委員会が提出した資料に基づき、地方の機関、組織、団体における国会議員選挙立候補者の構成、「成分」、人数について同意する。人民評議会および人民委員会の常務は、この会議に招聘される。
- ③ 中央において、国会議員立候補者を推薦する中央の機関、組織、団体は、推薦する人物についての所見を、ベトナム祖国戦線中央委員会常務会に提出する。ベトナム祖国戦線中央委員会常務会は、推薦する人物名を協議名簿に記す。
- ④ 地方において、国会議員立候補者を推薦する地方の機関、組織、団体は、推薦する人物についての所見を、省または中央直轄市の祖国戦線委員会常務会に提出する。省または中央直轄市の祖国戦線委員会常務会は、推薦する人物名を協議名簿に記す。
- ⑤ こうして立候補者の推薦名簿が作成された後、中央、地方、それぞれにおいて、投票日の65日前までに、第2回協議会議が開催される。
- ⑥ 中央においては、投票日の55日前までに開催される第3回協議会議で、協議会議報告書および候補者の正式名簿が確定される。
- ⑦ 地方においては、投票日の35日前までに開催される第3回協議会議で、協議会議報告書および候補者の正式名簿が確定される。
- ⑧ 第3回協議会議報告書および候補者の正式名簿は、投票日の35日前までに、中央にお

いては、ベトナム祖国戦線中央委員会常務会により、地方では、省および中央直轄市の祖国戦線委員会常務会により、それぞれ選挙評議会へ提出される。

- ⑨ 選挙評議会は、投票日の25日前までに、候補者名簿を公示する。

このように、国会議員選挙の立候補者の認定に対しては、国会常務委員会やベトナム祖国戦線による事実上の「操作」が行われる。機関や組織から推薦を得ない「独立候補」の立候補も認められてはいるが、ベトナム祖国戦線が主導する資格審査が要求される。2002年5月に実施された国会議員選挙では、188の選挙区で立候補者総数759名のうち当選者498名、非共産党員立候補者134名のうち当選者51名、独立候補立候補者13名のうち当選者2名であった（投票率99.73%、有効投票率99.35%^(注38)）。

3 国会本会議

国会は、1期5年であり、国会常務委員会の招集により、毎年2回開会される。1期の国会が終了する2か月前に、新国会議員が選出される。特別の場合には、総議員の3分の2以上の承認により、国会は当該の期を短縮または延長できる。

国家主席、政府首相または国会議員総数の3分の1以上の要求もしくは国会常務委員会自らの決定により、国会常務委員会は、臨時国会を招集できる。

4 国会議長

国会議長は、国会議員の中から国会により選出される。国会議長の主な任務と権限は、以下のとおりである。

- ・ 国会の各会議の主宰
- ・ 法律および国会決議への署名
- ・ 国会常務委員会の活動の指導

- ・ 民族評議会議長会議および各委員会委員長会議の招集および主宰
- ・ 必要な場合は、民族評議会および各委員会の会議への出席

5 国会常務委員会

(1) 国会常務委員会委員

国会常務委員会は、国会の常設機関であり、委員は、国会議員の中から国会が選出する。現在の第11期国会の国会常務委員会委員は、13名である。

国会常務委員会は、国会議長、国会副議長、各委員から構成される。国会常務委員会の委員は、政府の構成員を兼務することはできず、かつ専従議員である者とする。各期の国会常務委員会は、新たな国会が新たな国会常務委員会を選出するまで、自らの任務および権限を行使する。

(2) 任務と権限

国会常務委員会の主な任務と権限は、以下のとおりである。^(注39)

- ・ 国会議員選挙の公示および主導
- ・ 国会の各会期の準備、組織および招集
- ・ 憲法、法律および法令の解釈
- ・ 法令の制定
- ・ 憲法、法律、国会決議、法令および国会常務委員会決議の施行についての監督
- ・ 政府、最高人民裁判所および最高人民検察院の活動の監督
- ・ 憲法、法律および国会決議に抵触する法規文書の執行の停止。破棄の決定のため、当該文書の国会への提出
- ・ 法令および国会常任委員会決議に抵触する法規文書の破棄
- ・ 人民評議会の活動の監督および指導
- ・ 省および中央直轄市の人民評議会の誤った決議の破棄

- ・ 省および中央直轄市の人民評議会が、人民の利益に重大な損失を与えた場合に、当該人民評議会の解散
- ・ 国会の民族評議会および各委員会の活動の指導
- ・ 各国会議員の活動の指導
- ・ 国会休会時、政府の副首相、大臣およびその他の政府構成員の補充、解任および罷免に関する政府首相の提議の承認（次期国会において報告する）
- ・ 国会休会時、国家が侵略されたときに、戦争状態の宣言の決定（次期国会において報告する）
- ・ 全国または地方ごとに、総動員、部分動員、非常事態の宣言の決定
- ・ 国会の決定に基づく、国民投票の組織

6 民族評議会および各委員会

国会には、民族評議会および各委員会が設置されている。民族評議会および各委員会は、国会が選出する。民族評議会が他の委員会とは別に設置されていることは、多民族国家^(注40)ベトナムにおける民族政策の重要性を示している。

民族評議会は、民族問題について調査し、民族政策、山岳地域・少数民族居住地域における経済・社会開発計画の施行を監督する。

民族評議会は、民族問題に関する法律案、法令案およびその他の草案を審査する権限を有する。さらに、民族問題に関する法律、国会決議、法令および国会常任委員会決議の実行を監督する権限を有する。山岳地域・少数民族居住地域の経済・社会開発計画の実施について、政府、各省および省同格機関の活動を監督することが任務である。

国会各委員会は、法律案、法令案、その他の草案の建議（kien nghi = recommendation）権を有する。また、法律および法令の制定計画に関する意見を国会および国会常務委員会に提

出する。各委員会は、専従議員からなる。

国会組織法第3章第22条において、委員会として、法律委員会、経済・予算委員会、国防・安全保障委員会、文化・教育・青年・少年・児童委員会、社会問題委員会、科学・技術・環境委員会、外務委員会の7委員会の設置が規定されている。

7 事務局

国会には、国会議員や国会各組織の活動を補佐するために、事務局が設置されている。国会事務局は、以下の職務^(注41)を遂行する。

- ① 法律の制定ならびに憲法、法律および法令の解釈に際し、国会および国会常務委員会を補佐する。
- ② 国会の権限の範囲内で、国防および安全保障、対外的問題ならびに組織または人事の問題に関する基本的政策および経済・社会的課題に対する決定および発布に際し、国会を補佐する。
- ③ 最高監督権の行使に際し、国会を組織し補佐する。
- ④ 国会常務委員会の人民委員会の活動に対する監督および指導のために、調査を遂行し、職務を組織する。
- ⑤ 国会および人民評議会の選挙に関する問題を調査する。国会議員選挙および各級人民評議会選挙の公示および実施に際し、国会常務委員会の職務を組織する。
- ⑥ 国会の外務委員会、国会常務委員会、国会議長、民族評議会および国会各委員会の活動を補佐する。関係する国家機関に対する公民の請願および告発に際し、当該公民に面談し、陳情書を受理する。法律の規定に従い、請願および告発に関する問題を解決するための機関を強化する。

国会事務局長は、国会議長と国会常務委員会

の承認を受けて任命される。国会事務局の次長は、事務局長を補佐する。事務局長および事務局次長は、国会常務委員会によって任命または免職される。

国会事務局の組織は、局および特別部からなる^(注42)。民族評議会および国会各委員会を補佐する目的で、民族局、法律局、経済・予算局、国防・安全保障局、文化・教育・青年・児童局、社会問題局、科学・技術・環境局、外務局の8局が設置されている。国会常務委員会の監督下に、国会議員活動局、公民請願局の2局が設置されている。これ以外に、指導部事務組織、国際サービス局、行政局、総合問題局、計画・財務局、情報・図書館・調査サービス・センター、人事局、南部活動局、『人民の代表者』(nguou dai bieu nhan dan = people's Representatives)誌の9部局が設置されている。

8 その他の機関

国会には、国会の各期(5年間)に、書記団^(注43)が置かれる。書記団は、国会議長が提出する推薦名簿に従い、国会議員の中から選出される。書記団の任務と権限は以下のとおりである。

- ・ 各会議の議事録および各会期の議事録の作成
- ・ 法律案および決議草案の整理
- ・ 国会議長から付託されたその他の活動の実行

国会議員は、出身地方ごとに、国会議員団および国会議員組に所属する^(注44)。国会議員団は、同一の省および中央直轄市から選出された国会議員が所属する組織である。国会議員組は、国会議員団より広域な地域を単位とする国会議員の組織である。両組織とも、国会での審議や立法過程において、所属議員の意見を集約すること、また、出身選挙区の住民の意見を集約することが主な任務となっている。

III 国会における立法過程

1 法律案の提出権

憲法第6章第87条によれば、法律案の提出権は以下のとおりである^(注45)。

法律案を国会に提出する権利は、国家主席、国会常務委員会、民族評議会および国会各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線およびその構成組織に与えられている。国会議員には、法律にかかわる建議および法律案を国会に提出する権利が与えられている。

2 法律・法令の制定計画

国会常務委員会は、国会の各期および各年ごとに、法律および法令の制定計画案を国会に提出し、国会がこれを採択する。法律および法令制定の計画は、公民の権利と義務を保証した上で、党の路線、方針、政策、経済・社会開発戦略、国防・安全保障、時期ごとの国家管理上の要求を基礎として作成される。

1992年憲法第87条に法律案提出権を有すると定められた機関、組織、国会議員は、法律案または法令案の提議(de nghi = proposal)を国会常務委員会に提出し、同時に政府にもこれを送付する。国会議員の法律案または法令案の建議(kien nghi = recommendation)も、同じく国会常務委員会および政府に提出される。

政府は、自らの職務、任務および権限の範囲に属する問題に関する法律または法令の制定計画を立案し、国会常務委員会に提出し、また他の機関、組織、国会議員の提議、国会議員の建議について意見を述べる。

国会の法律委員会は、民族評議会および他の国会各委員会と協力し、政府の法律または法令の制定計画、他の機関、組織、国会議員の提議、国会議員の建議について審査する。

国会常務委員会は、政府の制定計画案、その他の機関、組織、国会議員の提議、国会議員の

建議、法律委員会の審査意見に基づき、法律および法令の制定計画を立案し、国会に提出してその決定を求める。

3 法律案・法令案の起草

法律案および法令案の提出権が認められている機関等は、起草委員会を設置する。また、起草段階において、政府および司法省の責任や、ベトナム祖国戦線の権利が保障されている。

(1) 起草委員会の設置

法律案、国会決議草案、法令案または国会常務委員会決議草案を提出する機関または組織は、起草委員会を設置する。

いくつかの部門に関連している法律案、法令案または国会決議草案、国会常務委員会が国会に上程する法律案または国会決議草案、民族評議会または国会各委員会が提出する法律案および国会決議草案ならびに国会議員が提出する法律案または法令案の場合には、国会常務委員会が起草委員会を設置する。

(2) 法律案および法令案の起草

起草委員会は、法律案、法令案または決議草案の起草に当たり、関連する現行の法規規範文書を調査した上で、法律案、法令案および決議草案の要綱の作成、編集および修正を行う。また、関係する機関、組織および個人の意見を集め、法律案、法令案および決議草案に関連する意見書および資料を準備する。

意見書には、法律案、法令案および決議草案の公布の必要性、目的、要求、範囲、対象、内容、指導的意見を必要とする問題ならびに意見が分かれている問題を明記する。関係する機関および組織は、各文書における細則規定および施行方針の草案を準備する。

(3) 法律案および法令案に対する政府の責任

政府は、政府が提出する法律案および法令案を討議し、法律案を国会に提出し、または法令案を国会常務委員会に提出する。他の機関、組織および国会議員が提出する法律案および法令案については、政府は、文書による意見提出を行う。

省、省同格機関および政府直属機関は、法律案、法令案および関係する草案について、文書により意見を述べる。

司法省は、政府が国会および国会常務委員会への提出を決定する前に、それらの法律案、法令案および草案についての意見を述べる。

(4) 法律案、法令案および決議草案の審査

司法相は、国会または国会常務委員会での採決に先立って、法律案、法令案および決議案を評価する。司法相が起草に責任を負う法律案、法令案または決議草案については、審査評議会が司法相によって設置される。

審査機関は、法律、法令および決議の公布の必要性、党の路線、方針および政策に対する適合性、起草の手続き、文書の言語^(注40)などを審査する。

(5) ベトナム祖国戦線の意見提出

ベトナム祖国戦線およびその構成組織は、法律案または法令案に対して意見を述べる権利を有する。

ベトナム祖国戦線およびその構成組織の機能、職務および権限ならびに公民の基本的権利および義務に関連し、国家機構の組織について規定する法律案および法令案に関しては、起草機関は、法律案および法令案を、ベトナム祖国戦線およびその構成組織に送付して意見を求めなければならない。

4 法律案・法令案の審査

法律案および法令案に対して、民族評議会お

よび国会各委員会ならびに国会常務委員会による審査が行われる。

(1) 民族会議および国会各委員会の審査

法律案、国会決議草案、法令案または国会常務委員会の決議草案は、国会または国会常務委員会への提出に先立って、民族評議会および国会の関係委員会（以下、審査機関という。）の審査を経なければならない。

国会常務委員会が法律案を提出する場合は、国会が審査機関を決定し、またはその法律案を審査する臨時委員会を設置する。民族評議会または国会各委員会が提出する法律案、法令案および決議草案については、国会常務委員会が審査機関を決定する。

(2) 国会常務委員会の審議

国会常務委員会は、法律案または決議草案の性質および内容に応じて、法律案または決議草案についての審議または意見表明を、1回もしくは複数回行うことができる。

国会常務委員会における審議および意見表明は、以下の順序で行う。

- ① 法律案または決議草案を提出した機関、組織の代表または国会議員が、案についての説明を行う。
- ② 審査機関の代表が審査報告を行う。
- ③ 会議に出席を要請された機関、組織の代表または個人が、意見を表明する。
- ④ 国会常務委員会の各委員が討議を行う。
- ⑤ 会議の主宰者が結論を下す。

5 法律案・法令案の意見収集

法律案および法令案については、以下の順序で、人民の意見が収集される。

(1) 法律案および法令案についての人民の意見収集の決定

国会または国会常務委員会は、法律案または法令案についての人民の意見収集を決定する。人民の意見収集の内容、範囲、手続および期間は、国会常務委員会が決定する。国会常務委員会は、草案の修正のための人民の意見収集の組織および人民の意見収集の受入れを指導する。

(2) 法律案および法令案についての意見提出への参加

公民は、自身が所属する機関や組織を通じて、または直接に、もしくは郵便により、国会事務局、起草機関および組織に対して、またはマスメディアを通じて、法律案および法令案について意見を提出する。

(3) 法律案および法令案の修正のための人民の意見の収集および受入れ

国会事務局は、人民の意見を集約する責任を負う。草案を提出する機関、組織または国会議員は、審査機関と連携して、人民の意見を検討し、必要あれば草案を修正して、国会常務委員会に報告する。

(4) 国会議員および国会議員団の法律案に対する意見提出参加

起草の過程において、国会常務委員会の同意を得れば、法律案は国会議員の意見収集に付される。法律案は、国会会期開会の20日前までに国会議員に配布される。国会議員団は、その出身の地方において法律案の検討を計画し、会期開会日の7日前までに討議報告書を国会事務局に送付しなければならない。

(5) 国会議員および国会議員団の法令案に対する意見提出参加

国会常務委員会は、必要と思われる場合、国会常務委員会の会議の20日前までに、意見収集のため、法令案を国会議員および国会議員団に

配布する。国会議員団は、その出身の地方において法令案の討議を計画し、国会常務委員会の会議の7日前までに、討議報告書を国会事務局に送付しなければならない。

(6) 国会議員および国会議員団の意見に基づく草案の受入れおよび修正

国会事務局は、法律案または法令案に関する国会議員および国会議員団の意見を集約する。草案を提出した機関、組織または個人は、審査機関と協力して、草案の修正のために、国会議員および国会議員団の意見を検討する。

6 法律案・法令案の審議と採択

国会本会議における法律案の審議および採択ならびに国会常務委員会における法令案の審議および採択は、以下の順序で行われる。法律案の性質および内容に応じて、国会は1会期または2会期にわたって、法律案の審議および採択を行うことができる。法令の性質および内容に応じて、国会常務委員会は、1回または2回の会議にわたって、法令案の審議および採択を行うことができる。

(1) 法律案の審議および採択（1会期の場合）

- ① 法律案を提出した機関、組織または国会議員が、法律案の説明を行う。
- ② 審査機関の代表が、審査報告を行う。
- ③ 本会議での討議に先立ち、法律案は、国会議員組または国会議員団の討議に付される。
- ④ 本会議において討議する。討議の過程において、法律案を提出した機関、組織または国会議員は、草案に関する問題について補足説明をすることができる。
- ⑤ 国会常務委員会は、書記団を指導し、国会議員の意見を集約する。
- ⑥ 国会は、修正が必要な基本点について、必要な場合は、法律案の内容について表決す

る。

- ⑦ 国会常務委員会は、審査を主宰した機関、法律案を提出した機関、法律委員会、司法省および関係する機関を指導し、国会議員の意見参加に基づく法律案の修正を行う。
 - ⑧ 国会常務委員会は、法律案に対する意見収集および修正について国会に報告する。
 - ⑨ 国会で、修正法律案が読み上げられ、意見が分かれている内容についての討議や表決が行われ、その後、法律案の採択についての表決が行われる。
 - ⑩ 国会議員の総数の過半数の賛成投票で、法律案は採択される。
 - ⑪ 国会議長は、法律の成立を証明する署名を行う。
- (2) 法律案の審議および採択（2会期の場合）
- ① 法律案を提出した機関、組織または国会議員が、法律案の説明を行う。
 - ② 審査機関の代表が、審査報告を行う。
 - ③ 本会議での討議に先立ち、法律案は、国会議員組または国会議員団の討議に付される。
 - ④ 本会議において、法律案の基本的内容および大きく意見が分かれている問題について討議する。討議の過程において、法律案を提出した機関、組織または国会議員は、法律案に関する問題について補足説明をすることができる。
 - ⑤ 国会常務委員会は、書記団を指導し、国会議員の意見を集約する。修正が必要とされる基本点について表決に付するために、国会へ提出する基本的内容説明書を準備する。
 - ⑥ 国会の2つの会期の間、国会常務委員会は、審査機関、法律案提出機関、法律委員会、司法省および法律案の修正に関して国会議員の意見収集に関係する機関を指導する。
 - ⑦ 2回目の会期において、国会常務委員会は、法律案の意見収集および修正について国会

に報告する。

- ⑧ 国会で、修正法律案が読み上げられ、意見が分かれている内容についての討議や表決が行われ、その後、法律案の採択についての表決が行われる。
- ⑨ 国会議員の総数の過半数の賛成投票で、法律案は採択される。
- ⑩ 国会議長は、法律の成立を証明する署名を行う。

(3) 法令案の審議および採択（1会議の場合）

- ① 法令案を提出した機関、組織または国会議員の代表が、法令案について意見を述べる。
- ② 審査機関の代表が、審査報告を行う。
- ③ 機関および組織の代表ならびに招致された個人は、意見を述べるために会議に出席する。
- ④ 国会常務委員会が討議し、会議主宰者が結論を下す。国会常務委員会は、法令案の採択を表決する。
- ⑤ 法令案について大きく意見が分かれている場合は、国会常務委員会は、修正が必要な問題について意見を述べ、審査機関、法令案提出機関、司法省および法令案の修正に関する機関を指導する。審査主宰機関は、法令案の修正について国会常務委員会に報告する。
- ⑥ 国会常務委員会で、修正された法令案が読み上げられ、意見が分かれている内容について討議し、採択を表決し、法令案の採択を表決する。
- ⑦ 国会常務委員会の総数の過半数の賛成投票で、法令案は採択される。
- ⑧ 国会議長は、法令に署名を行う。

(4) 法令案の審議および採択（2会議の場合）

- ① 1回目の会議において、提案者の意見陳述、審査報告、提案者の代表または提案者に招

致された個人による意見陳述のあと、討議が行われる。

- ② 2回の会議の間、国会常務委員会は、審査機関、法令案提出機関、法律委員会、司法省および法令案の修正に関する機関を指導する。
- ③ 2回目の会議において、審査主宰機関は、法令案の修正について国会常務委員会に報告する。国会常務委員会で、修正された法令案が読み上げられ、意見が分かれている内容についての討議と表決が行われ、その後、法令案の採択の表決が行われる。
- ④ 国会常務委員会の総数の過半数の賛成投票で、法令案は採択される。
- ⑤ 国会議長は、法令に署名を行う。

7 法律・法令の公布と公報

法律および法令は、国家主席令により公布され、公報等を通じて周知される。

(1) 国会の法律および決議の公布

国家主席は、国会の法律または決議の公布のための国家主席令を、法律または決議の採択から15日以内に公布する

(2) 国会常務委員会の法令および決議の公布

国家主席は、国会常務委員会の法令または決議の公布のための国家主席令を、法令または決議の採択から15日以内に公布する。

国会常務委員会が採択したが、国家主席が修正を求めた場合、あるいは国会決定を求めて提出した法令または決議については、修正審議の後の国会常務委員会の採択の後、または国会の決定の後、10日以内に公布される。

(3) 法規規範文書の発効日

国会の法律および決議ならびに国会常務委員会の法令および決議は、その文書が効力を発す

る日を別に定めている場合を除き、国家主席が公布のための国家主席令に署名した日から効力を発する。

国家主席の法規規正文書は、その文書が効力を発する日を別に定めている場合を除き、公報に記載された日から効力を発する。

政府、政府首相、大臣、省同格機関の長、最高人民裁判所および最高人民検察院の法規規正文書ならびに合同法規規正文書は、公報に記載された日から15日後に効力を発し、またはその文書に規定されている場合は、これより遅く効力を発する。緊急事態の中で施行措置を規定した政府または政府首相の法規規正文書については、その文書は、それより早い発効日を定めることができる。

法規規正文書公布法改正法において、法規文書の発効について、法規規正文書公布法の「文書に署名をした日」から「公報に記載された日」に改められ、同文書が公報に記載されることが義務化された。官報に当たる『公報』(Cong Bao = Official Gazette)^(注47)は、同改正法の施行(2003年1月)以後、ほぼ日刊で刊行されている。

重要な法律および法令については、ベトナム共産党政治局の指示により、国家政治出版社(Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia = National Political Publishing House)などの出版社から刊行される場合もある。国会が制定する法規規正文書(ベトナム語)はベトナム国会サイト^(注48)で、政府に関する法規規正文書(ベトナム語)はベトナム政府サイト^(注49)で、国会や政府が制定する法規規正文書(ベトナム語・英語)はベトナム司法省サイト^(注50)で、それぞれ閲覧が可能になった。

8 法律・法令の解釈と監査

法律および法令の解釈権は、国会常務委員会

に属する。国会および国会常務委員会は、他の機関が制定した法規規正文書に対して監督および点検する権利を有する。

(1) 法律および法令に対する解釈の権限

国会常務委員会は、法律および法令の解釈を行う。1992年憲法第87条の規定に基づく機関、組織および国会議員は、国会常務委員会に法律および法令の解釈を提議する権限を有する。国会常務委員会は、解釈を審議し、決定する。

(2) 法律および法令の解釈決議草案の審議および採択

解釈を要する問題の性質および内容に応じ、国会常務委員会は、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、民族評議会または国会各委員会に対して法律または法令を付託し、その解釈決議草案を起草させ、国会常務委員会に提出させる。

国会常務委員会は、以下の順序により、法律または法令の解釈決議草案を審議し採択する。

- ① 解釈を提議した機関または関係する組織の代表ならびに国会議員は、意見を述べるため、会議への出席を要請される。
- ② 解釈決議草案の準備を担当した機関の代表が草案の説明を行い、その全文を読み上げる。
- ③ 審査機関の代表が、解釈される文書の性質および内容に対する解釈決議草案の適合性について審査報告を行う。
- ④ 会議出席を要請された機関および組織の代表ならびに個人が意見を述べる。
- ⑤ 国会常務委員会の各委員が討議を行う。
- ⑥ 会議の主宰者が結論を下す。
- ⑦ 国会常務委員会が表決する。
- ⑧ 法律及び法令の解釈決議草案は、国会常務委員会委員の総数の過半数が賛成投票したときに採択される。

- ⑨ 国会議長は、法律または法令の解釈決議に署名する。
- ⑩ 法律または法令の解釈に関する決議は公報に掲載され、マスメディアを通じて周知される。

(3) 監督および点検の目的

法規規範文書に対する監督および点検は、文書の誤った内容の発見を目的として行われる。合憲性、合法性および法体系の統一性を保証することを目的として、文書の執行を一時的に停止する。または文書を修正、破棄または無効にする。

(4) 監督および点検の内容

当該文書の監督および点検は、憲法、法律、国会決議および上級国家機関の文書に対する適合性、文書の内容と形式の適合性、文書公布機関の権限と適合性、について行われる。

(5) 法律に抵触する文書に対する国会の監督と処理

国会は、国会常務委員会、国家主席、民族評議会、国会各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線およびその構成組織または国会議員の提議に従い、憲法に抵触する法律または国会決議の一部または全部を審議し、破棄を決定する。

憲法、法律および国会決議に抵触する国会常務委員会、国家主席、政府、政府首相、最高人民裁判所および最高人民検察院の法律規範文書の一部または全部については、これを審議し、破棄を決定する。

(6) 法律に抵触する文書に対する国会常務委員会の監督と処理

国会常務委員会は、自らの任務および権限の範囲において、国家機関の法律規範文書に対し

監督権を行使する。

国会常務委員会は、法令または国会常務委員会決議に抵触する政府、政府首相、最高人民裁判所または最高人民検察院の法規規範文書の一部または全部を破棄する。憲法、法律または国会決議に抵触する政府、政府首相、最高人民裁判所または最高人民検察院の法規規範文書の一部または全部の執行を停止し、その文書を国会に提出し、それを破棄する決定を行う。また、省人民評議会の誤った決議の一部または全部を破棄する。

国会常務委員会の監督下にある文書公布機関は、法規規範文書交付の署名から3日以内に、文書を国会常務委員会に送付する責任を負う。

おわりに

以上のように、ベトナムにおける国会の任務と権限ならびに立法過程を考察するには、社会主義国家としての法制度を理解する必要がある。

第1は、国会が国権の最高機関であり、唯一の立法機関であるとされているが、「三権分業」体制の下、法規規範文書の制定および公布の権限が多くの国家機関等に認められていることである。

第2は、国家機関および国会における民主集中原則の下、国会における任務と権限の多くが、国会常務委員会に付与されていることである。

第3は、法律や法令の解釈および監督の権限が、国会常務委員会に付与されていることである。

第4は、法規規範文書の制定および公布の目的は、あくまでも共産党の政策を法制化することであるとされていることである。

第5は、ベトナム祖国戦線やその構成組織に、法律や法令の起草段階への関与が認められていること、さらには国会議員選挙の立候補に際して、これらの組織の関与が認められていることである。

こうした制度にともなう問題点については、ベトナム共産党指導部においても、意識されていると思われる。

2006年4月18日から25日まで開催されたベトナム共産党第10回党大会において、ノン・ドゥック・マイン (Nong Duc Manh) 書記長が再選され、第10回政治報告が採択された。^(注51) 同報告では、同年12月にドイモイ (刷新) 開始20年を迎えること、過去5年間の経済成長が順調であったことから、ドイモイと社会主義市場経済 (社会主義を志向する市場経済化) に対する肯定的な評価が中心であった。注目すべきは、法の支配に関して、同報告で、「社会主義法権国家の建設と完成」^(注52) が謳われたことである。

そこでは、「国家権力は統一されたものであり、立法、行政および司法の各権を執行する国家機関の間で、分業および配合される」^(注53) との「三権分業」体制の堅持を唱えつつ、「社会主義法権国家の建設と完成を継続し、法体系の確立ならびに法規文書の具体性と実効性を向上する」^(注54) ことが主張された。

そのためには、第1に、「国会の組織と活動のドイモイ」の継続が求められた。国会議員の資質の向上のために、専従議員の数を増やすこと、民族評議会および国会各委員会の活動の資質を高めることが挙げられた。

第2に、「立法過程のドイモイ」である。国会常務委員会が制定する法令の公布数を大幅に削減すること、国会が有する国家の重要事項に対する決定機能や他の国家機関に対する監督機能を高めることが挙げられた。

第3に、「政府の組織と活動のドイモイ」の継続である。統一的な行政体系の構築や地方政権への権力の「分級」(phan cap = decentralize)^(注55) を実現することが挙げられた。

第4に、「2020年までの司法改革」である。民主主義、正義および人権の保護や、立法、行政および司法の間での違憲審査体系の構築が挙

げられた。

第5に、地方の人民評議会および人民委員会の活動能力の向上が挙げられた。

第6に、幹部 (can bo = public office-bearers) および公務員 (cong chuc = public employees)^(注56) の資質の向上が挙げられた。

短期的には、専従議員を中心とした国会本会議の役割の向上や、十分な審議時間を保障するために会期期間の延長が、中長期的には、法律の解釈権、さらには違憲審査権を、司法機関もしくは第三機関に「分配」することが課題となる。また、国会議員の質の向上のためには、選挙制度の見直しに関する議論が不可欠であるように思われる。

注

*インターネット情報はすべて2007年1月19日現在である。

- (1) 国会組織法 (2001年12月改正) は、“Luat To Chuc Quoc Hoi,” *Cac Luat Phap Lenh cua Quoc Hoi Uy Ban Thuong Vu Quoc Hoi Khoa X: Ban Hanh Cac Nam 2000-2002* (hereinafter *LPLQHUBTVQHXX*), Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 2002, pp.376-424; “Luat To Chuc Quoc Hoi Nam 2001,” *Luat cua Quoc Hoi Khoa X: Nam 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002* (hereinafter *LQHXX*), Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 2002, pp.829-863; “Luat To Chuc Quoc Hoi,” ベトナム国会サイト <<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=13402>>; “Law on Organization of the National Assembly,” ベトナム司法省サイト <http://vbqpp.lmoj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2001/200112/200112250005_en/view>. なお、同法は、2007年3月に招集されることになっている臨時国会 (第11期国会第11回会期) において、一部改正される予定である。
- (2) 国会議員選挙法改正法 (2001年12月制定) は、“Luat Sua Doi, Bo Cung Mot So Dieu cua Luat Bau Cu Dai Bieu Quoc Hoi,” *LPLQHUBTVQHXX*, pp.417-424;

“Luât Sua Doi, Bo Cung Mot So Dieu cua Luât Bau Cu Dai Bieu Quoc Hoi Nam 2002,” *LQHx*, pp.934-959; “Luât Sua Doi, Bo Cung Mot So Dieu cua Luât Bau Cu Dai Bieu Quoc Hoi,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=13403>>; “Law Amending and Supplementing a Number of Articles of the Law of Election of Deputies to the National Assembly,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2001/200112/200112250003_en/view>. 国会議員選挙法（1997年4月制定）は、“Luât Bau Cu Dai Bieu Quoc Hoi,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=4733>>; “Law of Election of Deputies to the National Assembly,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/1991_to_2000/1997/199704/199704170001_en>.

(3) 政府組織法（2001年12月改正）は、“Luât To Chuc Chinh Phu,” *LPLQHUBTVQHx*, pp.425-452; “Luât To Chuc Chinh Phu Nam 2001,” *LQHx*, pp.871-894; “Luât To Chuc Chinh Phu,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=13401>>; “Law on Organization of the Government,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2001/200112/200112250002_en/view>.

(4) 人民裁判所組織法（2002年4月改正）は、“Luât To Chuc Toa An Nhan Dan,” *LPLQHUBTVQHx*, pp.455-476; “Luât To Chuc Toa An Nhan Dan Nam 2002,” *LQHx*, pp.895-912; “Luât To Chuc Toa An Nhan Dan,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=13876>>; “Law on Organization of the People’s Courts,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2002/200204/200204020002_en/view>.

(5) 人民検察院組織法（2002年4月改正）は、“Luât To Chuc Vien Kien Sat Nhan Dan,” *LPLQHUBTVQHx*, pp.477-500; “Luât To Chuc Vien Kein Sat Nhan Dan Nam 2002,” *LQHx*,

pp.913-933; “Luât To Chuc Vien Kien Sat Nhan Dan,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=13877>>; “Law on Organization of the People’s Procuracies,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2002/200204/200204020003_en/view>.

(6) 法規規範文書公布法（1996年11月制定）は、“Luât Ban Hanh Van Ban Quy Pham Phap Luât,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=4260>>; “Law on the Promulgation of Legal Documents,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/1991_to_2000/1996/199611/199611230001_en_en/view>.

(7) 法規規範文書公布法改正法（2002年12月制定）は、“Luât Sua Doi cua Luât Ban Hanh Van Ban Quy Pham Phap Luât,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=15069>>; “Law Amending and Supplementing a Number of Articles of the Law on the Promulgation of Legal Documents,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2002/200212/200212160004_en/view>.

(8) 1992年憲法は、“Hien Phap Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam 1992,” Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1992; “Hien Phap Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam,” ベトナム国会サイト<<http://www.na.gov.vn/vietnam/index.html>>; ベトナム政府サイト<http://www.chinhphu.vn/portal/page?_pageid=33,204350&_dad=portal&_schema=PORTAL>; Socialist Republic of Vietnam Constitution 1992. Hanoi: The Gioi Foreign Language Publishing House, 1992; “Constitution of the Socialist Republic of Vietnam 1992,” *A Selection of Fundamental Laws of Vietnam: Latest Legislation*. Hanoi: The Gioi Publisher, 2001, pp.1-51; “The Constitution of the Socialist Republic of Vietnam,” 駐米ベトナム大使館サイト<http://www.vietnamembassy-usa.org/learn_about_vietnam/politics/const>

- itution/>; “Constitution 1992.” ベトナム政府サイト <http://www.chinhphu.vn/portal/page?_pageid=439.1090502&_dad=portal&_schema=PORTAL>. 2001年12月の第10期国会第10回会期において1992年憲法の一部が改正された（国会議決2001年第51号）。同国会決議は、“Nghi Quyet So 51/2001/QH Ngay 25-12-2001 cua Ky Hop Thu 10, Quoc Hoi Khoa X,” *LPLQHUBTVQHGX*, pp.365-375; ベトナム国会サイト <<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=13276>>; “Resolution No.51/2001/QH10 of December 25, 2001 on Amendments and Supplements to a Number of Articles of the 1992 Constitution of the Socialist Republic of Vietnam,” ベトナム司法省サイト <http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2001/200112/200112250004_en>.
- (9) 中野重里「ベトナム的社会主义的法治国家—革命の新段階における政治指導のドイモイ—」白石昌也・竹内郁雄編著『ベトナムのドイモイの新展開』アジア経済研究所, 1999, pp.132-135.
- (10) ベトナムの行政単位には、中央レベルと地方レベルがあり、地方レベルは、省・中央直轄市レベル（第1級行政区）、県レベル（第2級行政区）、社レベル（第3級行政区）の3層からなっている。基礎とは地方行政最下位の社レベルを指す。
- (11) ベトナム語版では「審理」(xet su) であるが、英語版では「司法」(judicial) となっている。ベトナム語の「司法」(tu phap) は、憲法第10章「人民裁判所および人民検察院」の条文の中では使用されていない。武藤司郎「司法制度」白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店, 2000, pp.117-119.
- (12) 人民武装勢力とは、人民軍隊および人民公安を指す。
- (13) 遠藤聡「【短信：ベトナム】行政改革の動向—地方行政を中心に—」『外国の立法』No.226, 2005.11, pp.161-170 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/226/022610.pdf>>に掲載されている「図1 国家機関図」および「図2 中央・地方行政単位」を参照。
- (14) 武藤 前掲注(11), pp.118-119.
- (15) 「党・国家機構概観」白石 前掲注(11), pp.20-22; 坪井善明『ヴェトナム現代政治』東京大学出版会, 2002, pp.118-123.
- (16) 2001年4月の第9回党大会後、翌2002年5月の国会議員選挙を経て、同年7月の第10期国会第1会期で、国家主席にチャン・ドゥック・ルオン (Tran Duc Luong) (政治局序列2位)、首相にファン・バン・カイ (Phan Van Kai) (同3位)、国会議長にグエン・ヴァン・アン (Nguyen Van An) (同12位) が選出された（政治局員15人）。2006年4月の第10回党大会では、党の若返り路線から、同国家主席、同首相、同国会議長が、党指導部から引退したため、同年6月の第10期国会第9会期で、国家主席にグエン・ミン・チュエット (Nguyen Minh Triet) (同4位)、首相にグエン・タン・ズン (Nguyen Tan Dung) (同3位)、国会議長にグエン・フー・チョン (Nguyen Phu Trong) (同6位) が選出された（政治局員14人）。
- (17) 中央省庁は、省、省同格機関および政府直属機関からなる。現在（2007年1月）では、省は、国防省、公安省、外務省、司法省、計画・投資省、財務省、商業省、農業・農村開発省、交通・運輸省、建設省、工業省、水産省、労働・傷病兵・社会福祉省、科学・技術省、資源・環境省、文化・情報省、教育・訓練省、保健省、内務省、郵政・通信省の20省、省同格機関は、政府官房、国家監査院、人口・家族・児童委員会、民族委員会、体育・スポーツ委員会、国家銀行の6機関、政府直属機関は、政府機密委員会、政府推進委員会、政府宗教委員会、ベトナム社会保険、ベトナム通信社、ベトナムの声放送、ベトナムテレビ局、ホー・チ・ミン国家政治学院、観光総局、統計総局、科学技術院、社会科学院、ホー・チ・ミン廟管理委員会の13機関である。
- (18) 渡辺英緒「法規文書の制定と運用」白石 前掲注(11), pp.53-81を参照。
- (19) 法規規範文書公布法改正法で、「政府直属機関の長の決定、指示及び通知」の文言は削除され（第1章第1条第2項c号）、「最高人民裁判所長官の決定、

指示及び通知」の条項が追加された（第1章第1条第2項d号）。しかし、同法では、政府直属機関の長の作成する文書規定に関する条項（第5章第58条、第7章第71章～第72章）は改正されていない。また、2004年12月に人民評議会および人民委員会に関する法規規範文書公布法が制定された。“Luât Ban Hanh Van Ban Quy Pham Phap Luat cua Hoi Dong Nhan Dan, Uy Ban Nhan Dan,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=17609>>. 同法は、2006年9月に、政府議定2006年第91号により一部が改正された。“Nghì Dinh Chin Phu So 91/2006, Nghì Dinh Quy Dinh Chi Tiet Thi Hanh Mot So Dieu cua Luat Ban Hanh Van Ban Quy Pham Phap Luat cua Hoi Dong Nhan Dan, Uy Ban Nhan Dan,” ベトナム政府サイト<http://www.chinhphu.vn/portal/page?_pageid=33,638900&_dad=portal&_schema=PORTAL&docid=15761>.

- (20) 各級とは、省レベル、県レベル、社レベルの地方行政のそれぞれのレベルを指す。
- (21) “Cac Van Ban Phap Luat cua Quoc Hoi va UNTVQH,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/vanban.asp>>から算出。
- (22) “Van Ban Phap Quy,” ベトナム政府サイト<http://www.chinhphu.vn/portal/page?_pageid=33,638897&_dad=portal&_schema=PORTAL&orgtype=3>から算出。
- (23) “Cac Van Ban Phap Luat cua Quoc Hoi va UNTVQH,” 前掲注(21)から算出。第1会期では、国会議長や国会常務委員会等の人選が主な任務であり、法律や法令は制定されていない。
- (24) ベトナム祖国戦線 (Mat Tran To Quoc Viet Nam=Vietnam Fatherland Front) は、大衆団体や政治・社会組織などからなる連合組織である。ベトナム祖国戦線の前身は、抗仏・抗日の独立運動のために、1941年に結成されたベトナム独立同盟（ベトミン）である。1954年のジュネーブ協定で南北に分断された後、北ベトナムにおいて、1955年にベトナム祖国戦線に改組された。1976年の統一後、1977年に、

南ベトナム解放民族戦線などを吸収し現在に至る。現在では、政治組織としてベトナム共産党、政治・社会組織として、ベトナム労働総連盟、ホー・チミン共産青年団、ベトナム退役軍人会、ベトナム女性連合会、ベトナム農民会の5組織、その他、法律家協会などの社会組織、仏教協会などの宗教団体、商工会議所などの経済団体、人民軍隊と人民公安からなる人民武装勢力など、30団体で構成されている。

“Cac To Chuc Thanh Vien cua Mat Tran To Quoc Viet Nam.” ベトナム祖国戦線サイト<<http://www.mattran.org.vn/>>

- (25) ベトナム祖国戦線法（1999年6月制定）は、“Luât Mat Tran To Quoc Viet Nam,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=9755>>; “Law on Vietnam Fatherland Front,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/1991_to_2000/1999/199906/199906120002_en/view>. 「ベトナム祖国戦線は、人民の精神を強固に政治と一致させ、全民大団結（dai doan ket toan dan=people's great solidarity bloc）を集合し建設する任務を有する。党の路線、方針及び政策の主宰権及び実行権の発揮並びに憲法及び法律の厳正なる履行のため、人民に宣伝し人民を動員する。国家機関、住民の代表並びに国家の幹部及び公務員の活動を監督する。党及び国家に対する反映及び建議のため、人民の意見及び建議を収集する。人民政権の建設及びその強化に参加する。国家に心を配り、人民の正当な権利及び利益を保護する。ベトナム人民と世界又は地域における各国の人民との間の友好及び協力の発展に参加する」（ベトナム祖国戦線法第1章第2条）。
- (26) 「国会の制度・組織・活動」白石 前掲注(1), pp.83-115を参照。
- (27) “Functions of National Assembly.” ベトナム国会サイト<<http://www.na.gov.vn/english/index.html>>
- (28) 憲法と憲法改正国会決議（2001年12月制定）の条文を合わせると、国会組織法（2001年12月改正）と同一の条文になる。
- (29) 1992年憲法では、「国家予算の決定および中央予算

の配分」であったが、2001年12月に「国家予算および国家予算の配分」に改正された。2002年12月には国家予算法が改正され、中央予算と地方予算との関連について、従来の「国家予算は、中央予算と地方予算からなる」という条文が、「地方予算は、人民評議会と人民委員会のある各級行政単位の予算からなる」(第4条第1項)に改められ、地方予算に関する定義づけがなされた。国家予算法(2002年12月改正)は、“Luat Ngan Sach Nha Nuoc,” *Tim Hieu Cac Quy Dinh Phap Luat ve Ngan Sach Nha Muoc Nam 2004*. Ha Noi: Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi, 2003, pp.7-60; ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=15070>>. 本多幸恵「予算制度改革からみる中央・地方関係」石田暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所, 2004, pp.297-335を参照。

(30) 「宗教政策」の文言は、2001年12月の憲法改正で追記された。2004年6月には国会常務委員会で、「信仰及び宗教法令」が制定された。同法令は、“Phap Lenh cua Uy Ban Thuong Vu Quoc Hoi So 21/2004/PL-UBTYQH11 Ngai 18 Thang 6 Nam 2004 ve Tin Nguong, Ton Giao,” ベトナム国会サイト<<http://na.vasc.com.vn/noidung.asp?id=17101>>; “Ordinance on Beliefs and Religions,” ベトナム司法省サイト<http://vbqpl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2004/200406/200406180007_en/view>; “Ordinance of the Standing Committee of the National Assembly No. 21/2004/PL-UBTVQH11 of 18 June 2004 Regarding Religious Belief and Religious Organizations,” Center for Religious Freedom サイト<<http://freedomhouse.org/religion/country/vietnam/Ordinance%20on%20Religion.pdf>>; Human Rights Watch サイト<<http://hrw.org/english/docs/2004/10/21/vietna951.htm>>. 同法令については、今井昭夫「現代ベトナムにおける宗教政策—2004年『信仰・宗教法令』を中心に—」『東京外国語大学論集』No.69, 2005. 12, pp.157-173; 遠藤聡「【短信:ベトナム】信教の自由—「信仰・宗教法令」を中心に—」『外国の立法』

No.229, 2006.8, pp.183-192, <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/229/022912.pdf>>を参照。

- (31) 国防安全保障評議会は、国家主席が議長となり、国家主席が評議員を選出する。人民武装勢力である人民軍隊および人民公安を監督する。
- (32) 地方行政区の第1級行政区には、省および中央直轄市がある。中央直轄市は、ハノイ、ホーチミン市、ハイフォン、ダナン、カントーである。第2級行政区には、省直轄市がある。
- (33) 英語では、「国民投票」(referendum) であるが、ベトナム語では、「民意投票」(trung cau y dan) となる。
- (34) “Legal Status, Deputies to the National Assembly.” ベトナム国会サイト<<http://www.na.gov.vn/english/index.html>>
- (35) 構成 (co cau = proportion) とは、機関、組織、人民武装勢力、少数民族、女性等への割り当てを意味する。
- (36) 成分 (thanh phan = composition) とは、民族的出自や所属階層を指す。
- (37) 県、市、省直轄市、区 (quan = urban district) は、県レベルの地方行政区である。
- (38) 「2002年のベトナム」『アジア動向年報2003』アジア経済研究所, 2003, pp.201-203.
- (39) 憲法の第6章第91条第8項の条文「国会休会時、国家が侵略されたときに、戦争状態の宣言を決定し、国会での審議及び決定のために、次の会期において国会に報告する。」は、国会組織法では規定されていない。それ以外については、憲法と憲法改正国会決議(2001年12月制定)の条文を合わせると、国会組織法(2001年12月改正)と同一の条文になる。
- (40) ベトナムは54の民族から構成される多民族国家である。人口約8300万人のうちの約90%がベトナム民族(キン族)である。山岳地域は少数民族の居住地でもある。
- (41) “The Office of National Assembly.” ベトナム国会サイト<<http://www.na.gov.vn/english/index.html>>

- (42) “The Office of the National Assembly’s Chart.” ベトナム国会サイト<<http://www.na.gov.vn/english/index.html>>
- (43) 書記団 (Doan thu ky ky hop = Secretariat of session) は、国会議員の中から国会が選出する。白石 前掲注(26), pp.86-87. 書記団に関する規定は、国会組織法第5章第86条。
- (44) 白石 前掲注(26), pp.89-90.
- (45) 国会以外の国家機関等の法規文書制定の手続は、法規規範文書公布法および法規規範文書公布法改正法で規定されている。国家主席 (第4章第54条～第55条)、政府、政府首相、大臣、省同格機関の長および政府直属機関の長 (第5章第56条～第66条)、最高人民裁判所および最高人民検察院 (第7章第67条～第70条)、合同法規文書 (第8章第71条～第74条)。
- (46) 法規文書の表記言語について、法規規範文書公布法では、以下のように規定している。「法規規範文書は、ベトナム語で表記される」(同法第1章第5条)、「法規規範文書は、少数民族の言語に翻訳されることある」(同法同章同条)、「法規規範文書は、外国語に翻訳されることがある。法規規範文書の外国語への翻訳は、政府が規定する」(同法同章第12条)。
- (47) 『公報』の目次の英訳は、以下で参照できる。“Official Gazette The English Translation of Cong Bao.” Vietnam Law and Legal Forum サイト<http://news.vnanet.vn/vietnamlaw/Service.asp?CATEGORY_ID=11&SUBCATEGORY_ID=16>
- (48) “Cac Van Ban Phap Luat cua Quoc Hoi va UBTVQH.” ベトナム国会サイト<<http://www.na.gov.vn/vietnam/vbpl.html>>
- (49) “He Thong Van Ban Phap Quy.” ベトナム政府サイト<http://www.chinhphu.vn/portal/page?_pageid=33,638897&_dad=portal&_schema=PORTAL>
- (50) “He Thong Van Ban Quy Pham Phap Luat.” ベトナム司法省サイト<http://vbqppl.moj.gov.vn/law/vi/lawdocument_search_form>; “The National Legal Database.” ベトナム司法省サイト<<http://vbqppl.moj.gov.vn/law/en/>>. すべての法規文書が英訳され

ているのではない。

- (51) ①ベトナム共産党第10回政治報告の全文「政治報告草案」は、“Nang Cao Nang Luc Lanh Dao va Suc Chien Dau cua Dang, Phat Huy Suc Manh Toan Dan Toc, Day Manh Toan Dien Cong cuoc Doi Moi, Som Dua Nuoc Ta Ra Khoi Tinh Trang Ken Phat Trien (Du Thao Bao Cao Chinh Tri tai Dai Hoi X cua Dang,” *Tap Chi Cong San* (「党の指導および戦闘能力の向上、すべての国民の力の発揮、ドイモイ事業の全面的推進、我が国の低開発からの早期の脱出 (第10回党大会政治報告草案)」『共産雑誌』誌), No.4, 2006. 2, pp.3-31. ②党大会でのマイン書記長による報告「政治報告演説」は、“Nang Cao Nang Luc Lanh Dao va Suc Chien Dau cua Dang, Phat Huy Suc Manh Toan Dan Toc, Day manh Toan Dien Cong cupc Doi Moi, Som Dua Nyoc Ta Ra Khoi Tinh Trang Ken Phat Trien (Du Thao Bao Cao Chinh Tri tai Dai Hoi X cua Dang,” *Tap Chi Cong San*, No.9, 2006.5, pp.18-32. ③「政治報告(英語)」は、“Political Report of the Central Committee, 9th Tenure, at the Party’s 10th National Congress.” ベトナム共産党サイト<http://www.cpv.org.vn/details_e.asp?topic=147&subtopic=277&id=BT1840680245>. ④「政治報告要約(英語)」は、“Summary of Political Report of 9th Party Central Committee.” Nhan Dan (『人民』紙) サイト<http://www.nhandan.com.vn/english/news/180406/domestic_summary.htm>. 政治報告とは、前期の中央執行委員会により作成された今後5年間の共産党の路線の指標を示す報告書である。
- (52) 「社会主義法権国家の建設と完成」は、注(51)で挙げた文書では、①「政治報告草案」の第13章第2項、②「政治報告演説」の第6条、③「政治報告(英語)」の第9章第2項、④「政治報告要約(英語)」の第11章第2項に記載されている。
- (53) 前掲注(51), ①, p.27; ②, pp.29-30.
- (54) *ibid.*
- (55) ベトナムでは国家権力は統一され不可分とされて

いるため、地方分権の制度は存在しない。「分級」とは権力の役割分担を指す。ただし、英訳では decentralize が使われている。

(56) ベトナムでは、「公務員」を「幹部および公務員」として分類するが、両者の違いについて、明確な規

定は存在しない。

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)

ベトナム憲法（抄）（ベトナム社会主義共和国1992年憲法）

Hien Phap Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam 1992; Socialist Republic of Vietnam
Constitution 1992

（1992年制定、国会決議2001年第51号により一部改正）

遠藤 聡訳

第1章 ベトナム社会主義共和国—政治制度

第2条 国家権力は統一されたものであり、立法、行政及び司法の各権を執行する国家機関の間で、分業及び配合される。

第4条 ベトナム共産党は、労働者階級の先導者として、かつ労働者階級、労働する人民及びすべての国民の利益を忠実に代表し、マルクス・レーニン主義及びホー・チ・ミン思想を追求する勢力であり、かつ国家及び社会を指導する勢力である。

第6条 国会、人民評議会及びその他すべての国家機関は、民主集中原則に従って組織され活動する。

第13条 ベトナム祖国戦線は、神聖にして不可侵である。祖国の独立、主権、統一及び領土保全に反し、社会主義ベトナムの祖国の建設及び防衛事業に反するすべての試み及び行為は、法律に従い厳しく罰せられる。

第6章 国会

第83条 国会は、人民を代表する最高機関であり、かつベトナム社会主義共和国の国権の最高機関である。

国会は、憲法制定権及び立法権をもつ唯一の機関である。

国会は、基本的な国内及び対外政策、経済・社会的課題、国家の防衛及び安全保障問題、国家機構の組織及び活動並びに公民の社会関係及

び活動を統治する基本的原則を決定する。

国会は、国家のすべての活動に対する最高監督権を有する。

第85条 各国会の期は5年である。

期終了の2か月前に新国会が選出される。選挙の手續及び国会議員数は、法律で定める。

特別の場合は、総議員の3分の2以上の承認によって、国会は期を短縮し、又は延長する。

第86条 国会は、国会常務委員会の招集により、毎年2回開会される。

国家主席、政府首相又は国会議員総数の3分の1以上の要求若しくは国会常務委員会自らの決定により、国会常務委員会は、臨時国会を招集できる。

第87条 国家主席、国会常務委員会、民族評議会及び国会各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院並びにベトナム祖国戦線及びその戦線の構成組織は、法律案を国会に提出する権利を有する。

国会議員は、法律にかかわる動議及び法律案を国会に提出する権利を有する。

法律案及び法律にかかわる動議を国会に提出する手續は、法律で定める。

第7章 国家主席

第101条 国家主席は、国家元首であり、ベトナム社会主義共和国の国内及び対外的な代表である。

第102条 国家主席は、国会議員の中から国会が選出する。

国家主席は、国会に対して責任を負い、国会に対して報告する。

第8章 政府

第109条 政府は、国会の執行機関であり、かつベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関である。

政府は、国家の政治、経済、文化、社会、国防、安全保障及び対外関係に関する業務を遂行するための統括的管理を実行する。中央から基礎に至る国家機関の効率性を保証し、憲法及び法律を尊重及び執行することを保証し、国家建設及び防衛に際して人民の支配権を推進し、人民の物質的文化的な生活条件の安全及び向上を保証する。

政府は、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会及び国家主席に対して報告しなければならない。

第9章 人民評議会及び人民委員会

第119条 人民評議会は、国家権力の地方機関である。人民評議会は、人民の意思、願望及び支配権を代表し、地方人民によって選出され、人民及び上級の国家機関に対して責任を負う。

第123条 人民評議会により選出された人民委員会は、人民評議会の執行機関であり、地方の国家行政機関である。憲法、法律、上級の国家機関の正式文書命令及び人民委員会決議を履行することを任務とする。

第10章 人民裁判所及び人民検察院

第126条 ベトナム社会主義共和国の人民裁判所及び人民検察院は、それぞれの職務の範囲内で、社会主義の法制を守り、社会主義制度及び人民の支配権を守り、国家及び集団の財産を守り、公民の生命、財産、自由、名誉及び尊厳を守ることを責務とする。

第127条 最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事法廷及び法により設置されたその他の裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関である。

第137条 最高人民検察院は、各行政単位の国家機関、その他の政府直屬機関、地方機関、経済組織、社会組織、人民武装勢力及び公民が、法を遵守するように検察する。

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)

国会組織法（抄）

Luat To Chuc Quoc Hoi; Law on Organization of the National Assembly
(2001年改正)

遠藤 聡記

前文 この法律は、国会、国会常務委員会、民族評議会及び国会各委員会の組織及び活動並びに国会議員の任務及び権限を規定する。

第1章 一般規定

第2条 国会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 憲法を制定し、改正する。法律を制定し、改正する。法律及び法令の作成を計画する。
- (2) 憲法、法律及び国会決議の遵守に対する最高監督権を行使する。国家主席、国会常務委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院の報告を審査する。
- (3) 国家の経済・社会開発計画を決定する。
- (4) 国家の財政政策及び通貨政策を決定する。国家予算案及び国家財政の配分を決定し、国家予算の決算を承認する。税を創設、修正又は廃止する。
- (5) 国家の民族政策及び宗教政策を決定する。
- (6) 国会、国家主席、政府、人民裁判所、人民検察院及び地方政権の組織及び活動を規定する。
- (7) 国家主席、国家副主席、国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、政府首相、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院院長を選出、解任及び罷免する。国防安全保障評議会設置に関する国家主席の提議を承認する。政府の副首相、大臣及び構成員の補充、解任及び罷免に関する政府首相の提議を批准する。国防安全保障評議会評議員の名簿に関する国家主席の提議を承認する。国会が選出又は承認する役職に就く者に対する信任投票を実施する。

- (8) 政府の省、省同格機関及び政府直属機関を設置し又は廃止する。省及び中央直轄市の境界を設定し、統合し、分割し又は調整する。特別行政・経済地域を設置し又は廃止する。
- (9) 憲法、法律及び国会決議に抵触する国家主席、国会常務委員会、政府、政府首相、最高人民裁判所及び最高人民検察院の正式文書を破棄する。
- (10) 大赦を決定する。
- (11) 軍隊、公安、外交官及びその他の国家の位階及び称号の授与を規定する。勲章、徽章及び国家の名誉及び栄誉を規定する。
- (12) 戦争及び平和に関する問題を決定する。国防及び安全を保証するために、非常事態及びその他の特別の措置の実施を宣言する。
- (13) 対外関係における基本的政策を決定する。国家主席の提議に基づき締結又は加盟した国際条約を批准又は破棄する。国家主席が調印した国際条約を批准又は破棄する。
- (14) 国民投票の実施を決定する。

第4条 国会は、民主集中原則に従って組織され活動する。会議制度に従って業務を行い、多数決によって決定する。

第2章 国会常務委員会及び国会議長

第7条 国会常務委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 国会議員選挙を公示し、主導する。
- (2) 国会の各会期の準備、組織及び招集を主導する。
- (3) 憲法、法律及び法令を解釈する。

- (4) 国会から付託された問題に関する法令を制定する。
- (5) 憲法、法律、国会決議、法令及び国会常務委員会決議の施行を監督する。政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院の活動を監督する。憲法、法律及び国会決議に抵触する政府、政府首相、最高人民裁判所及び最高人民検察院の各文書の執行を停止し、当該文書を国会に提出し、その破棄の決定を求める。法令及び国会常任委員会決議に抵触する政府、政府首相、最高人民裁判所及び最高人民検察院の各文書を破棄する。
- (6) 人民評議会の活動を監督し、指導する。省及び中央直轄市の人民評議会の誤った決議を破棄する。省及び中央直轄市の人民評議会が、人民の利益に重大な損失を与えた場合は、この人民評議会を解散する。
- (7) 国会の民族評議会及び各委員会の活動を指導し、調整し、配合する。各国会議員の活動を指導し、活動条件を保証する。
- (8) 国会休会時、国家が侵略されたときに、戦争状態の宣言を決定し、国会での審議及び決定のために、次の会期において国会に報告する。
- (9) 全国又は地方ごとに、総動員又は部分動員或いは非常事態の宣言を決定する。
- (10) 国会の対外関係を実行する。
- (11) 国会の決定に基づいて、国民投票を組織する。

第3章 民族評議会及び国会各委員会

第21条 民族評議会及び国会各委員会は、集団制度及び多数決に従う国会の機関である。民族評議会及び国会各委員会の期は、国会の期と一致する。

民族評議会及び国会各委員会は、法律案の審査並びに法律案、法令案及びその他の草案に対する建議を任務とする。国会又は国会常任委員

会が提出する報告を審査する。法律及び法令の制定計画についての意見を、国会及び国会常務委員会に提出する。憲法、法律並びに自らの任務及び権限の範囲に属する問題の解釈について監督権を行使し、国会常務委員会に対して建議する。

民族評議会及び国会各委員会は、国会常務委員会に対して、国会が選出し、又は承認する役職に就く者に対する信任投票の実施を国会に判断を仰ぐように求める建議権を有する。

民族評議会及び国会各委員会は、自らの職務において国会に対して責任を負い、報告する。国会休会中は、国会常務委員会に職務を報告する。

第26条 民族評議会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 民族問題に関する法律案、法令案及びその他の草案を審査する。
- (2) 民族の領域に属する法律、国会決議、法令及び国会常任委員会決議の履行を監督する。山岳地域及び少数民族の同胞が居住する地域の経済・社会開発計画の実施について、政府、各省及び省同格機関の活動を監督する。

第27条 法律委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 国家機構組織の領域に属する法律及び法令、刑事、民事及び行政に関する法律及び法令並びに国会又は国会常任委員会に付託されたその他の草案を審査する。政府が計画した法律及び法令の制定計画、法律及び法律案の制定計画に関する国会議員、組織及びその他の機関の提議並びに法律及び法令に関する国会議員の建議を審査する。
- (2) 省及び省同格機関の設置又は廃止に関する計画の審査において主要な責任を有する。省及び中央直轄市の設置、統合、分割又は調整

に関する計画の審査において主要な責任を有する。

- (3) 公民からの異議及び告発の解決、法律違反及び犯罪の防止及び対策に関する政府の報告並びに最高人民裁判所長官及び最高人民検察院院長の職務案及び職務報告を審査する。
- (4) 法律案又は法令案に関して、採択のために国会又は国会常務委員会に送付される前に、合憲性、合法性及び法律体系の統一性を保証する。

第28条 経済・予算委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 経済管理、経営活動、財政予算、財政及び通貨の領域に属する法律案及び法令案並びに国会又は国会常務委員会に付託されたその他の草案を審査する。
- (2) 経済・社会開発の草案及び計画、経済・社会開発計画の履行に関する政府の報告並びに国家の財政予算、中央の財政配分立案及び国家予算の決算を審査する。
- (3) 経済、経営活動、財政予算、財政及び通貨の管理の領域に属する法律、国会決議、法令及び国会常任委員会決議の履行を監督する。経済・社会開発に関する国家計画の履行、国家財政予算の履行並びに財政政策及び通貨政策の履行に対して、政府、省及び省同格機関の活動を監督する。

第29条 国防・安全保障委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 国防及び安全保障の領域に属する法律案、法令案並びに国会及び国会常務委員会に付託されたその他の草案を審査する。
- (2) 国防及び安全保障の領域に属する法律、法令、国会決議、法令及び国会常任委員会決議の履行を監督する。国防及び安全保障の任務の実施に関して、政府、省及び省同格機関の

活動を監督する。

第30条 文化・教育・青年・少年・児童委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 文化、教育、通信及びスポーツ並びに青年、少年及び児童の領域に属する法律案及び法令案並びに国会及び国会常務委員会に付託されたその他の草案を審査する。
- (2) 文化、教育、通信及びスポーツ並びに青年、少年及び児童の領域に属する法律、法令、国会決議、法令及び国会常任委員会決議の履行を監督する。国家の経済・社会開発計画に従い、文化、教育、通信及びスポーツに関する政策の履行に関して、政府、省及び省同格機関の活動を監督する。青年、少年及び児童に関する政策の履行を監督する。

第31条 社会問題委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 労働、医療及び宗教の領域に属する法律案、法令案並びに国会及び国会常務委員会に付託されたその他の草案を審査する。
- (2) 社会問題の領域に属する法律、法令、国会決議、法令及び国会常任委員会決議の履行を監督する。国家の経済・社会開発計画に従い、社会問題に関する政策の履行に関して、政府、省及び省同格機関の活動を監督する。

第32条 科学・技術・環境委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 科学、技術及び環境保護の領域に属する法律案、法令案並びに国会及び国会常務委員会に付託されたその他の草案を審査する。
- (2) 科学、技術及び環境保護の領域に属する法律、法令、国会決議、法令及び国会常任委員会決議の履行を監督する。国家の経済・社会開発計画における、科学技術推進及び環境保護政策の履行に関して、政府、省及び省同格

機関の活動を監督する。

第33条 外務委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 国家の対外活動の領域に属する法律案、法令案並びに国会及び国会常務委員会に付託されたその他の草案を審査する。国会の批准権に属する国際条約及び国会に対する政府の対外政策に関する報告を審査する。
- (2) 対外活動の領域に属する法律、法令、国会決議、法令及び国会常任委員会決議の履行を監督する。国家の対外政策並びに各支部及び地方の対外活動の履行に関して、政府、省及び省同格機関の活動を監督する。

第4章 国会議員及び国会議員団

第43条 国会議員は、人民の意思及び願望を代表する者であり、自らの選挙区の人民を代表するだけでなく、全国の人民を代表する。国会議員は、人民に代わって国会において国家権力を行使する。

第45条 国会議員の中には、専従制度として業務を行う者及び非専従制度として業務を行う者がいる。専従制度として業務を行う国会議員の数は、国会が決定する。

第5章 国会会期

第62条 国会は、毎年2回、定例会を開会する。国家主席、政府首相又は国会議員総数の3分の1以上の要求若しくは国会常務委員会自らの決定により、国会常務委員会は、臨時国会を招集できる。

第86条 国会は、それぞれの期において、国会議長による推薦名簿に従い、国会議員の中から書記団長および書記団員から構成される書記団を置く。

書記団は、以下の任務及び権限を有する。

- (1) 各会議の議事録及び各会期の議事録を作成し、国会の会議に関する公報の準備をし、国会会期における国会議員の意見を総合する。
- (2) 民族評議会、国会各委員会及び各関連機関と協力し、法律案及び決議草案を整理し、国会に提出する。
- (3) 国会議長から付託されたその他の活動を実行する。

前期国会議長は、次期国会が書記団を選出するまで、次期国会の第一回会期の会議における臨時書記を指名する。

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)

法規規範文書公布法（抄）

Luat Ban Hanh Van Ban Quy Pham Phap Luat; Law on the Promulgation of Legal Documents
(1996年制定)

遠藤 聡訳

前文 この法律は、法律策定業務の質及び効果を高め、党の路線及び政策の体制化に即応し、法律による社会管理の要求に応え、ベトナム社会主義法権国家を建設するために、ベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、法律規範文書公布の権限、手続及び手順について規定する。

第1章 一般規定

第1条 法規規範文書

(3) 人民評議会及び人民委員会による文書は、国会及び国会常務委員会の法規規範文書並びに上級国家機関の文書を履行するために発布される。人民委員会による文書は、同級人民評議会の決議を履行するために発布される。

第2条 法規規範文書の合憲性、合法性及び法体系の中の統一性

憲法は国の基本法であり、最高の法的効力を有する。

公布される法規規範文書は、憲法に適合し、法体系の中で文書の統一性及び法的効力の等級を保証しなければならない。

下級の国家機関が公布する法規規範文書は、上級国家機関の法規規範文書に適合しなければならない。

憲法に抵触し又は上級国家機関の法規規範文書に抵触する法規規範文書は、権限ある国家機関によって破棄され、執行を停止しなければならない。

第3章 国会及び国会常務委員会の法規規範文書

第20条 国会の法律及び決議

(1) 法律は、内政、外交、経済・社会的課題、国防、安全保障、国家機関の組織及び活動並びに公民の社会関係及び活動に関する主要原則の領域に属する基本的な重要事項を規定する。

(2) 国会決議は、以下の事項のために公布される。経済・社会開発計画を決定する。国家の財政及び通貨政策並びに民族、宗教、外交、国防及び国家安全保障に関する各政策を決定する。国家予算を決定し、国家予算を分配し調整する。国家予算の決算を承認する。国際条約を批准する。国会、国会常務委員会、民族評議会、各委員会及び国会議員の活動制度を決定する。国会の権限に属するその他の問題を決定する。

第21条 国会常務委員会の法令及び決議

(1) 法令は、国会によって付託された問題について定める。一定期間施行された後、法律として公布することを審議及び採択するために、国会に提出される。

(2) 国会常務委員会決議は、以下の事項のために発布される。憲法、法律及び法令を解釈する。憲法並びに国会及び国会常務委員会の法規規範文書の施行について監督する。政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院の活動を監督する。人民評議会の活動に対して監督し指導する。戦争状態、総動員又は部分動員の宣告を決定する。全国又は地方ごとに、非常事態の宣言を決定する。国会常務委員会の権限に属するその他の問題を決定する。

第29条 法律案及び法令案に対する政府の責任

- (1) 政府は、政府が提出する法律案及び法令案を集団で審査し及び討議し、法律案の国会提出又は法令案の国会常務委員会への提出を多数決によって決定する責任を負う。他の機関、組織及び国会議員が提出する法律案及び法令案については、政府は、文書による意見提出に参加する責任を負う。
- (2) 省、省同格機関及び政府直属機関は、法律案、法令案並びに自らの職務、部門及び領域の管理任務に直接に関係する草案について、文書による意見提出に参加する責任を負う。
- (3) 司法省は、政府が国会及び国会常務委員会への提出を決定する前に、それらの法律案及び法令案について審査する草案又は他の機関、組織及び国会議員が国会又は国会常務委員会に提出する草案について意見を述べる。

第30条 ベトナム祖国戦線及びその構成組織の法律案及び法令案に対する意見提出

ベトナム祖国戦線及びその構成組織は、法律案又は法令案に対して意見を述べる権利を有する。

ベトナム祖国戦線及びその構成組織の機能、職務及び権限ならびに公民の基本的権利及び義務に関連し、国家機構の組織について規定する法律案及び法令案に関しては、これを起草する機関は、法律案及び法令案をベトナム祖国戦線及びその構成組織に送付して意見を求める責任を負う。

第32条 民族評議会及び国会各委員会の審査

- (1) 法律案、国会決議草案、法令案又は国会常務委員会の決議草案は、国会又は国会常務委員会への提出に先立って、民族評議会及び国会の関係委員会（以下、審査機関という。）の審査を経なければならない。国会常務委員会が法律案を提出する場合は、国会が審査機

関を決定し、又はその法律案を審査する臨時委員会を設置する。民族評議会又は国会各委員会が提出する法律案、法令案及び決議草案については、国会常務委員会が審査機関を決定する。

- (2) 審査機関は、草案の内容に属する問題について、起草機関に報告を要求する権利を有する。自ら又は起草機関とともに、法律案、法令案又は決議草案の内容に属する問題について現地調査を行う権利を有する。機関、組織及び個人は、審査機関から要求があったときは、法律案、法令案又は決議草案の審査に寄与する情報及び資料を提供する責任を負う。
- (3) 民族評議会又は国会各委員会が審査する法律案、法令案又は決議草案については、国会の法律委員会は、その合憲性、合法性及び法体系の統一性を保証するために審査に参加する。

第37条 法律案及び決議草案に対する審議及び意見表明の順序

- (1) 国会常務委員会は、法律案又は決議草案の性質及び内容に応じて、法律案又は決議草案についての審議又は意見表明を、1回若しくは複数回行うことができる。
- (2) 国会常務委員会は、法律案又は決議草案についての審議及び意見表明を、以下の順序で行う。
 - (a) 法律案又は決議草案を提出した機関、組織の代表又は国会議員が、草案についての説明を行い、意見を求められた法律案又は決議草案の内容に属する問題について意見を述べる。
 - (b) 審査機関の代表が審査報告を行う。
 - (c) 会議に出席を要請された機関、組織の代表又は個人が、意見を表明する。
 - (d) 国会常務委員会の各委員が討議を行う。会議の主催者が結論を下す。

第39条 法律案及び法令案についての人民の意見収集の決定

- (1) 国会又は国会常務委員会は、法律案又は法令案の性質及び内容に応じて、法律案又は法令案についての人民の意見収集を決定する。
- (2) 法律案又は法令案について、人民の意見の収集の内容、範囲、手続及び期間は、国会常務委員会が決定する。国会常務委員会は、草案の修正のための人民の意見収集の組織及び人民の意見収集の受理を指導する。

第40条 法律案及び法令案についての意見提出への参加

- (1) 公民は、自ら所属する機関若しくは組織を通じて、又は直接に若しくは郵便により、国会事務局、起草機関及び組織に対して又はマスメディアを通じて、法律案及び法令案について意見提出を行う。
- (2) ベトナム祖国戦線及びその構成組織、国家机关、経済組織、社会組織並びに人民武装勢力は、自らの機関、組織及び単位に所属する公民の法律案又は法令案についての意見提出への参加を組織し、条件を整える責任を負う。

第41条 法律案及び法令案の修正のための人民の意見の収集及び受入れ

法律案及び法令案についての人民の意見は、これらの草案の修正のために集約し、研究し、受け入れなければならない。

国会事務局は、人民の意見を十分に集約する責任を負う。

草案を提出する機関、組織又は国会議員は、審査機関と連携して、人民の意見を研究し、受け入れ、草案を修正して、国会常務委員会に報告する。

第42条 国会議員及び国会議員団の法律案に対する意見提出参加

起草の過程において、国会常務委員会の同意を得れば、法律案は国会議員の意見収集に付される。

法律案は、国会会期開会の20日前までに国会議員に配布されなければならない。

国会議員団は、その出身の地方において法律案の検討を計画し、会期開会日の7日前までに討議報告書を国会事務局に送付する責任を負う。

第43条 国会議員及び国会議員団の法令案に対する意見提出参加

国会常務委員会は、必要と思われる場合、国会常務委員会の会議の20日前までに、意見収集のため、法令案を国会議員及び国会議員団に配布する。

国会議員団は、その出身の地方において法令案の討議を計画し、国会常務委員会の会議の7日前までに討議報告書を国会事務局に送付する。

第44条 国会議員及び国会議員団の意見に基づく草案の受入れ及び修正

国会事務局は、法律案又は法令案に関する国会議員及び国会議員団の意見を集約する責任を負う。草案を提出した機関、組織又は個人は、審査機関と協力して草案の修正のために、国会議員及び国会議員団の意見を研究し、受け入れる。

第50条 国会の法律及び決議の公布

国家主席は、国会の法律又は決議の発布のための国家主席令を、法律又は決議の採択から15日以内に公布する。その決議の公布は、国家主席の権限に属するものとする。

第51条 国会常務委員会の法令及び決議の公布

- (1) 国家主席は、国会常務委員会の法令又は決議の公布のための国家主席令を、法令又は決議の採択から15日以内に公布する。その決議

の公布は、国家主席の権限に属するものとする。

- (2) 国会常務委員会が採択したが、国家主席が修正を求めた、又は国会決定を求めて提出された法令若しくは決議については、修正審議の後の国会常務委員会が採択した日若しくは国会が決定した日から10日以内に公布されるものとする。

第52条 法律及び法令に対する解釈の権限

国会常務委員会は、法律及び法令の解釈を行う。

1992年憲法第87条の規定に基づく機関、組織及び国会議員は、国会常務委員会に法律及び法令の解釈を提議する権限を有する。国会常務委員会は、解釈を審議し、決定する。

第53条 法律及び法令の解釈決議草案の審議及び採択

- (1) 解釈を要する問題の性質及び内容に応じ、国会常務委員会は、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、民族評議会又は国会各委員会に法律又は法令を付託して、その解釈決議草案を起草させ、国会常務委員会に提出させる。
- (2) 国会常務委員会は、以下の順序により、法律又は法令の解釈決議草案を審議し採択する。
- (a) 解釈を提議した機関又は関係する組織の代表並びに国会議員は、意見陳述のため、会議への出席を要請される。
- (b) 解釈決議草案の準備を担当した機関の代表が草案の説明を行い、その全文を読み上げる。
- (c) 審査機関の代表が、解釈される文書の性質及び内容に対する解釈決議草案の適合性について審査報告を行う。
- (d) 会議出席を要請された機関及び組織の代表並びに個人が意見を述べる。

- (e) 国会常務委員会の各委員が討議を行う。
- (f) 会議の主催者が結論を下す。
- (g) 国会常務委員会が表決する。

法律及び法令の解釈決議草案は、国会常務委員会委員の総数の過半数が賛成投票したときに採択される。

- (3) 国会議長は、法律又は法令の解釈決議に署名する。
- (4) 法律又は法令の解釈に関する決議は公報に掲載され、マスメディアを通じて周知される。

第4章 国家主席の法規規範文書

第54条 国家主席の命令及び決定

国家主席令及び国家主席の決定は、憲法及び法律に規定された国家主席の任務及び権限を執行し、行使するために発布される。

第5章 政府、政府首相、省、省同格機関及び政府直属機関の法規規範文書

第56条 政府の決議及び議定

- (1) 政府決議は、以下の事項のために発布される。中央から基礎に至る国家行政機関の設置及び強化に関する具体的政策を決定する。上級国家機関文書の履行について、人民評議会に対して指導し、点検する。国家機関における憲法及び法律の履行について保証する。社会、民族及び宗教についての政策を実施する。国家予算及び通貨に関する具体的方針及び政策を決定する。文化、教育、医療、科学、技術及び環境保護を発展させる。国家の対外政策並びに公民の適法な権利及び利益の保護措置に対して統一的管理をする。国家機関における官僚主義及び汚職に対する措置をとる。政府の権限に属する国際条約を批准する。
- (2) 政府議定について
- (a) 政府議定は、法律、国会決議、法令及び国会常務委員会決議並びに国家主席令及び決定の施行細則を規定する。各省、省同格

機関、政府直属機関及び政府の設置権限に属するその他の機関の任務、権限及び組織を規定する。政府の任務及び権限を執行するための具体的措置を規定する。

- (b) 政府議定は、国家管理、経済管理及び社会管理の要求に応じるために、法律若しくは法令制定の条件が整っていない極めて緊急な問題について規定する。この政府議定の発布については、国会常務委員会の同意を得なければならない。

第57条 政府首相の決定及び指示

- (1) 政府首相の決定は、政府及び中央から基礎に至る国家行政組織の方針、指導措置及び活動管理を決定する。政府構成員、省及び中央直属市の人民委員会主席の業務制度並びに政府首相の権限に属するその他の問題を規定する。
- (2) 政府首相の指示は、政府構成員の指導措置及び活動の連携を規定する。国家の方針、政策及び法律並びに政府の決定を履行する上で、各省、省同格機関、政府直属機関及び各級人民委員会の活動を督促し点検する。

第58条 大臣及び長の決定及び指示

- (1) 省大臣、省同格機関の長及び政府直属機関の長の決定は、直属の機関及び事業体の組織及び活動を規定する。その責任にかかる部門及び領域の指標、規程、規範及び経済的技術的基準を規定する。その責任にかかる部門、領域及び政府より付託された問題の管理機能を実行するための措置を規定する。
- (2) 省大臣、省同格機関の長及び政府直属機関の長の指示は、上級国家機関及び自らの法律規範文書の履行において、その責任にかかる部門及び領域に所属する機関及び事業体の活動を指導し、督促し、連携し、点検する措置を規定する。

- (3) 省大臣、省同格機関の長及び政府直属機関の長の通知は、自らの責任にかかる部門及び領域の管理範囲において、法律、国会決議、法令及び国会常務委員会決議、国家主席令及び国家主席の決定、政府の決議及び議定並びに政府首相の決定及び指示の規定の履行に指針を与えるために発布される。

第6章 最高人民裁判所及び最高人民検察院の法規規範文書

第67条 最高人民裁判所判事会議の決議

最高人民裁判所判事会議決議は、各裁判所に対し法律の統一的運用及び裁判実務の説示を指導するために発布される。

第7章 合同法規規範文書

第71条 省、省同格機関及び政府直属機関との間の合同通知

省、省同格機関及び政府直属機関との間の合同通知は、これらの機関の職務、任務及び権限に関する法律、国会決議、法令及び国会常務委員会決議、国家主席令及び国家主席の決定、政府の決議及び議定並びに政府首相の決定及び指示の履行に指針を与えるために発布される。

第72条 最高人民裁判所、最高人民検察院、省、省同格機関及び政府直属機関との間の合同通知
最高人民裁判所と最高人民検察院との間の合同通知並びに省、省同格機関及び政府所属機関と最高人民裁判所及び最高人民検察院との間の合同通知は、訴訟活動、これらの機関の任務及び権限に属するその他の問題について、法律の統一的運用の指針を与えるために発布される。

第73条 国家機関及び政治・社会組織との間の合同決議及び合同通知

権限ある国家機関と政治・社会組織の中央機関との間の合同決議及び通知は、政治・社会組

織に対して国家管理への参加を法律が定めている問題の履行に指針を与えるために発布される。

第9章 法律に抵触する文書に対する監督、点検、検察及び審理

第81条 法律に抵触する文書に対する国会の監督と処理

- (1) 国会は、この法律の第2章で定める権限を有する国家機関の法律規范文書に対し、最高の監督権を行使する（訳注：同法第2章で、法規文書制定権を有する機関として、国会、国会常務委員会、国家主席、政府、政府首相、大臣、省同格機関の長、政府直属機関の長、最高人民裁判所、最高人民検察院、省、省同格機関、税府直属機関、政治・社会組織、人民評議会、人民委員会、が規定されている。）。
- (2) 国会は、国会常務委員会、国家主席、民族評議会、国会各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線及びその構成組織又は国会議員の提議に従い、憲法に抵触する法律又は国会決議の一部又は全部を審議し、破棄を決定する。憲法、法律及

び国会決議に抵触する国会常務委員会、国家主席、政府、政府首相、最高人民裁判所及び最高人民検察院の法律規范文書の一部又は全部については、これを審議し、破棄を決定する。

*この法律および次に掲載する法規規范文書公布法改正法について、以下の点を注記する。ベトナム語の文字（クォック・グー）には、z発音のdと、d発音のd（横棒付）の2つの文字がある。また、fの文字はなく、f発音はphの2文字で表記される。そのため、ベトナム語による文字順では、2種類のdが使用され、fは使用されない。よって、両法のベトナム語版テキストの号番には、d号が2つあり、f号がない。ただし、ベトナム政府による英訳版のテキストでは、通常のアルファベット順で号番が記されている。本稿では、号番に限り、英訳版テキストに従っている。

（えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員）

法規規範文書公布法改正法（抄）

Luat Sua Doi cua Luat Ban Hanh Quy Pham Phap Luat; Law Amending and Supplementing a Number of Articles of the Law on the Promulgation of Legal Documents
(2002年制定)

遠藤 聡記

前文 この法律は、1996年11月12日にベトナム社会主義共和国国会が採択した法規規範文書公布法のいくつかの条項を修正し、追加する。

第1条 法規規範文書公布法のいくつかの条項の修正及び追加

(1) 第22条を以下のように修正し、追加する。

第22条 法律及び法令の制定計画の立案及び採択

(1) 法律及び法令制定の計画は、公民の権利及び義務を保証した上で、党の路線、方針及び政策、経済・社会開発戦略、国防及び安全保障並びに時期ごとの国家管理上の要求を基礎として作成される。

(2) 1992年憲法第87条に法律案提出の権限を有すると定められた機関及び組織並びに国会議員は、法律又は法令制定の提議を国会常務委員会に提出し、同時に政府にもこれを送付する。法律又は法令の制定についての提議は、文書公布の必要性、文書の運用の対象及び範囲、文書の主要な観点及び内容、予測される経済・社会に与える影響、履行の保証に要求される方法並びに文書の起草作業を保証する条件を明記しなければならない。国会議員の法律又は法令に関する建議も、同じく国会常務委員会及び政府に提出されるものとする。

政府は、国会常務委員会に提出する前に、自らの職務、任務及び権限の範囲に属する問題に関する法律又は法令の制定計画を立案し、他の機関、組織又は国会議員がかか

わる法律又は法令の制定に関する提議並びに国会議員がかかわる法律又は法令に関する建議について意見を述べる。

(3) 国会の法律委員会は、民族評議会及び他の国会各委員会と協力し、政府の法律又は法令の制定計画、他の機関、組織及び国会議員の法律及び法令に関する提議、国会議員の法律及び法令に関する建議について審査する。

(4) 国会常務委員会は、政府の制定計画案、その他の機関、組織及び国会議員の法律及び法令の制定に関する提議、国会議員の法律及び法令に関する建議並びに法律委員会の審査意見に基づき、法律及び法令の制定計画を立案し、国会に提出してその決定を求める。

(5) 法律及び法令の制定計画は、国会の各期の法律及び法令の制定計画並びに各年の法律及び法令の制定計画から成る。

(6) 国会は、国会の各期の最初の年に、すべての期における法律及び法令の制定計画を決定する。前年の後半の会期において、毎年の法律及び法令の制定計画を決定する。

(7) 第25条を以下のように修正し、追加する。

第25条 起草委員会の設置

(1) 法律案、国会決議草案、法令案又は国会常務委員会決議草案を提出する機関又は組織は、起草委員会を設置する。

(2) 国会常務委員会は、以下の場合に、起草委員会を設置する。

- (a) 内容が、多くの部門又は領域に関連している法律案、法令案又は国会決議草案。
- (b) 国会常務委員会が国会に上程する法律案又は国会決議草案。
- (c) 民族評議会又は国会各委員会が提出する法律案及び国会決議草案。
- (d) 国会議員が提出する法律案又は法令案。
- (3) 委員長を含む起草委員会は、起草に責任を負う機関又は組織の指導者からなり、その構成員は、関係する機関及び組織の代表、専門家並びに科学者からなる。
- (4) 起草に責任を負う機関又は組織は、起草委員会の活動条件を保証する責任を負う。法案及び決議草案を提出する前は、法案及び決議草案の内容及び質並びに起草の進展について責任を負う。
- (5) 起草委員会に参加する機関及び組織は、法律案、法令案又は決議草案に対して、文書で意見を述べる責任を負う。
- (8) 第26条を以下のように修正し、追加する。
- 第26条** 法律案、法令案及び決議草案の起草委員会の任務
- 起草委員会は、法律案、法令案又は決議草案の起草に当たり、以下のことを行う任務を負う。
- (1) 法律施行状況を総括し、法案及び決議草案に関連する現行の法規規範文書を評価する。法案及び決議草案の主要内容に関する社会関係の実情を考察し、評価する。
- (2) 法案及び決議草案に関する情報及び資料の研究を組織する。
- (3) 法案及び決議草案の要綱を作成し、編集及び修正を行う。
- (4) 法案及び決議草案の性質及び内容に適合した範囲及び形式において、関係する機関、組織、個人及び文書により直接に影響を受ける対象者の意見の収集を組織する。
- (5) 法案及び決議草案に関連する意見書及び資料を準備する。意見書には、法案及び決議草案の公布の必要性、目的、要求、範囲、対象及び主要な内容、指導的意見を必要とする問題並びに相互に意見が分かれている問題を明記する。
- (6) 関係する機関及び組織は、各文書における細則規定及び施行方針の草案を準備する。
- (7) 法律案、法令案及び決議草案の起草に当たっては、ベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟する国際条約に考慮する必要がある。
- (10) 第29条の次に第29条 a を追加する。
- 第29条 a** 法律案、法令案及び決議草案の審査
- (1) 司法相は、国会又は国会常務委員会での採決に先立って、政府による審査のために、法律案、法令案及び決議案を評価しなければならない。
- 司法相が起草に責任を負う法律案、法令案又は決議草案については、審査評議会が司法相によって設置される。
- (2) 審査機関は、以下の問題について審査を行う。
- (a) 法律、法令及び決議の公布の必要性並びに法案又は決議草案の目的及び範囲
- (b) 党の路線、方針及び政策に対する法案及び決議草案の適合性
- (c) 文書の強制力
- (d) 起草の手續及び順序の承諾
- (e) 文書の言語及び起草技術
- (3) 必要な場合は、審査機関は、起草に責任を負う機関に対し、法律案、法令案又は決議草案の内容と関係のある問題について報告を求める。自ら又は起草に責任を負う機関と協力して、草案の内容と関係のある問題について現地調査を行う。起草に責任を

負う機関は、草案を審査するための情報及び資料を提供する責任を負う。

- (4) 起草に責任を負う機関は、法律案、法令案又は決議案を政府に提出する前に、それらについて意見を検討し、適宜修正しなければならない。起草に責任を負う機関は、評価した機関の意見とは異なる意見をもっている場合は、政府に考慮及び判断を求めするために報告する。
- (12) 第45条を以下のように修正し、追加し、第45条の次に第45条a及び第45条bを追加する。

第45条 法律案の審議及び採択

法律案の性質及び内容に応じて、国会は1会期又は2会期において法律案の審議及び採択を行うことができる。

第45条 a 国会の1会期における法律案の審議及び採択の順序

国会の1会期における法律案の審議及び採択は、以下の順序で行う。

- (1) 法律案を提出した機関、組織又は国会議員が、法律案の説明を行う。
- (2) 審査機関の代表が、審査報告を行う。
- (3) 国会は、本会議において、法律案の基本的内容及び大きく意見の分かれている問題について討議する。本会議での討議に先立ち、法律案は、国会議員組又は国会議員団の討議に付される。

討議の過程において、法律案を提出した機関、組織又は国会議員は、草案に関する問題について補足説明をすることができる。

国会常務委員会は、書記団を指導し、国会議員の意見を集約する。

必要な場合は、国会は、修正が必要な基本点について、法律案のいくつかの内容を表決する。

- (4) 国会常務委員会は、審査を主催した機関、

法律案を提出した機関、法律委員会、司法省及び関係する機関を指導し、国会議員の意見参加に基づく法律案の修正を行う。

国会常務委員会は、法律案についての意見収集及び修正について国会に報告する。

- (5) 国会において修正法律案が読み上げられ、意見が分かれている内容についての討議及び表決が行われ、その後、法律案の採択についての表決が行われる。
- (6) 国会議員の総数の過半数の賛成投票で、法律案は採択される。国会議長は、法律の成立を証明する署名を行う。

法律案が採択されなかった場合又は部分的に採択された場合、この法律の第45条b第2項及び第3項の規定に従う。

第45条 b 国会の2会期にわたる法律案の審議及び採決の順序

国会の2会期にわたる法律案の審議及び採択は、以下の順序で行う。

- (1) 1回目の会期
 - (a) 法律案を提出した機関、組織又は国会議員が、法律案の説明を行う。
 - (b) 審査機関の代表が、審査報告を行う。
 - (c) 国会は、本会議において、法律案の基本的内容及び大きく意見の異なる問題について討議する。本会議での討議に先立ち、法律案は、国会議員組又は国会議員団の討議に付される。討議の過程において、法律案を提出した機関、組織又は国会議員は、法律案に関する問題について補足説明をすることができる。
 - (d) 国会常務委員会は、書記団を指導し、国会議員の意見を集約する。修正が必要とされる基本点について表決に付するために、国会へ提出する基本的内容説明書を準備する。

- (2) 国会の2つの会期の間、国会常務委員会

は、審査機関、法律案提出機関、法律委員会、司法省及び法律案の修正に関して国会議員の意見収集に係る機関を指導する。

(3) 2回目の会期

(a) 国会常務委員会は、法律案の意見収集及び修正について国会に報告する。

(b) 国会では、修正法律案が読み上げられ、異なる意見の内容についての討議や表決が行われ、その後、法律案の採択についての表決が行われる。

(c) 国会議員の総数の過半数の賛成投票で、法律案は採択される。国会議長は、法律の成立を証明する署名を行う。

法律案が採択されなかった場合又は部分的に採択された場合、国会常務委員会の提議に従い国会の決定により、次の会期において、法律案の審議及び採択を行う。

(13) 第47条を以下のように修正し、追加する。

第47条 法令案の審議及び採択の順序

(1) 法令の性質及び内容に応じて、国会常務委員会は、1回又は2回の会議にわたって、法令案の審議及び採択を行うことができる。

(2) 国会常務委員会が1回の会議で、法令案の審議及び採択を行う場合、以下の順序で行われる。

(a) 法令案を提出した機関、組織又は国会議員の代表が、法令案について意見を述べる。

(b) 審査機関の代表が、審査報告を行う。

(c) 機関及び組織の代表並びに招致された個人は、意見を述べるために会議に出席する。

(d) 国会常務委員会が討議し、会議主催者が結論を下す。国会常務委員会は、法令案の採択を表決する。

(e) 法令案について大きく異なる意見がある場合は、国会常務委員会は、修正が必

要な問題について意見を述べ、審査機関、法令案提出機関、司法省及び法令案の修正に係る機関を指導する。審査機関は、法令案の修正について国会常務委員会に報告する。

(f) 国会常務委員会では、修正された法令案が読み上げられ、異なる意見の内容について討議し採択を表決し、法令案の採択を表決する。

(g) 国会常務委員会の総数の過半数の賛成投票で、法令案は採択される。国会議長は、法令に署名を行う。

(3) 国会常務委員会が2回の会期で、法令案の審議及び採択を行う場合、以下の順序で行われる。

(a) 1回目の会議において、提案者の意見陳述、審査報告、提案者の代表又は提案者に招致された個人による意見陳述のあと、討議が行われる。

(b) 2回の会議の間、国会常務委員会は、審査機関、法令案提出機関、法律委員会、司法省及び法令案の修正に係る機関を指導する。

(c) 2回目の会期において、審査機関は、法令案の修正について国会常務委員会に報告する。国会常務委員会では、修正された法令案が読み上げられ、異なる意見の内容についての討議及び表決が行われたあと、法令案の採択の表決が行われる。

(d) 国会常務委員会の総数の過半数の賛成投票で、法令案は採択される。国会議長は、法令に署名を行う。

(4) 法令案が採択されなかった場合又は部分的に採択された場合、審査主催機関の提議に従い、国会常務委員会の決定により、次の会議において、法令案の審議及び採択を行う。

(14) 第69条を以下のように修正し、追加する。

第69条 最高人民裁判所長官の決定、指示及び通知

(1) 最高人民裁判所長官の決定、指示及び通知は、地方人民裁判所及び組織された軍事法廷に対する管理を履行するために発布される。最高人民裁判所長官の権限に属するその他の問題を規定する。

(2) 最高人民検察院院長の決定、指示及び通知は、各級人民検察院の任務及び権限履行の保証のための措置を規定する。最高人民検察院院長の権限に属するその他の問題を規定する。

(22) 第75条を以下のように修正し、追加する。

第75条 法規規范文書が効力を生じる日

(1) 国会の法律及び決議並びに国会常務委員会の法令及び決議は、その文書が効力を生じる日を別に定めている場合を除き、国家主席が公布のための国家主席令に署名した日から効力を生じる。

(2) 国家主席の法規規范文書は、その文書が効力を発する日を別に定めている場合を除き、公報に記載された日から効力を発する。

(3) 政府、政府首相、大臣、省同格機関の長、最高人民裁判所及び最高人民検察院の法規規范文書並びに合同法規規范文書は、公報に掲載された日から15日後に効力を生じ、又はその文書に規定されている場合は、これより遅く効力を生じる。緊急事態の中で施行措置を規定した政府又は政府首相の法規規范文書については、その文書は、それより早い発効日を定めることができる。

(23) 第80条の次に第80条 a を追加する。

第80条 a 監督及び点検の目的

法規規范文書に対する監督及び点検は、文書の誤った内容の発見を目的として行われ、

合憲性、合法性及び法体系の統一性を保証することを目的として、文書の執行を一時的に停止し、又は文書を修正し、破棄し、若しくは廃棄し、同時に、権限を有する機関に対して、誤った文書を公布した機関又は個人の責任を確定する建議を行う。

(24) 第80条 a の次に第80条 b を追加する。

第80条 b 監督及び点検の内容

監督及び点検の内容は、以下のとおりである。

(1) 当該文書の憲法、法律、国会決議及び上級国家機関の文書に対する適合性

(2) 文書の内容及び形式の適合性

(3) 文書公布機関の権限及び当該文書との適合性

(25) 第82条を以下のように修正し、追加する。

第82条 法律に抵触する文書に対する国会常務委員会の監督と処理

(1) 国会常務委員会は、自らの任務及び権限の範囲において、国家機関の法律規范文書に対し監督権を行使する。

(2) 国会常務委員会は、自ら、若しくは民族評議会、国会各委員会又は国会議員の提議に従い、法令又は国会常務委員会決議に抵触する政府、政府首相、最高人民裁判所又は最高人民検察院の法規規范文書の一部又は全部を破棄する。憲法、法律又は国会決議に反する政府、政府首相、最高人民裁判所又は最高人民検察院の法規規范文書の一部又は全部の執行を停止し、当該文書を国会に提出し、その一部又は全部を破棄する決定を求める。

(3) 国会常務委員会は、自ら又は政府首相、民族評議会、国会各委員会若しくは国会議員の提議に従い、省人民評議会の誤った決議の一部又は全部を破棄する。

(4) 法規規範文書交付の署名から3日以内に、国会常務委員会の監督下にある文書公布機関は、文書を国会常務委員会に送付する責任を負う。

憲法、法律、国会決議、法令又は国会常務委員会決議に抵触する法規規範文書が発見された場合、国会常務委員会は、文書の

執行を停止し、権限に従い、文書の修正又は破棄を、文書公布機関に要求する。文書公布機関は、国会常務委員会の意見を執行しなければならない。

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)